

# 弥富市公共施設再配置計画

令和2年3月



弥 富 市

## 目次

1	公共施設再配置計画の概要	1
1-1	計画の位置付け	1
1-2	計画期間	1
1-3	対象施設	2
1-4	計画策定フロー	6
2	公共施設再配置計画における基本方針	7
2-1	公共施設が抱える課題	7
2-2	基本方針	8
2-3	縮減目標の設定	11
3	施設類型別の再配置方針	13
3-1	市民文化系施設	14
3-2	社会教育系施設	16
3-3	スポーツ・レクリエーション系施設	17
3-4	産業系施設	18
3-5	学校教育系施設	20
3-6	子育て支援施設（保育所）	23
3-7	子育て支援施設（その他子育て支援施設）	25
3-8	保健・福祉施設	27
3-9	行政系施設（庁舎等）	29
3-10	行政系施設（消防施設、その他行政系施設）	30
3-11	処理施設	32
3-12	その他施設	33
4	より魅力のある再配置の実現に向けて（モデルケース）	34
4-1	学校を中心とした複合化事業の検討	34
4-2	保育所の民営化による再配置事業の検討	40
4-3	既存公共建築物の複合化による魅力向上の検討	43
4-4	統廃合後の建物活用・跡地利用	48
5	公共施設再配置の確実な推進	49
5-1	全庁的な取組体制の構築	49
5-2	計画の推進体制（PDCAサイクル）	49
5-3	効果の検証	50
	【資料編】	51
	・公共施設マネジメント推進委員会	52
	・市民ワークショップ	58
	・用語集	60

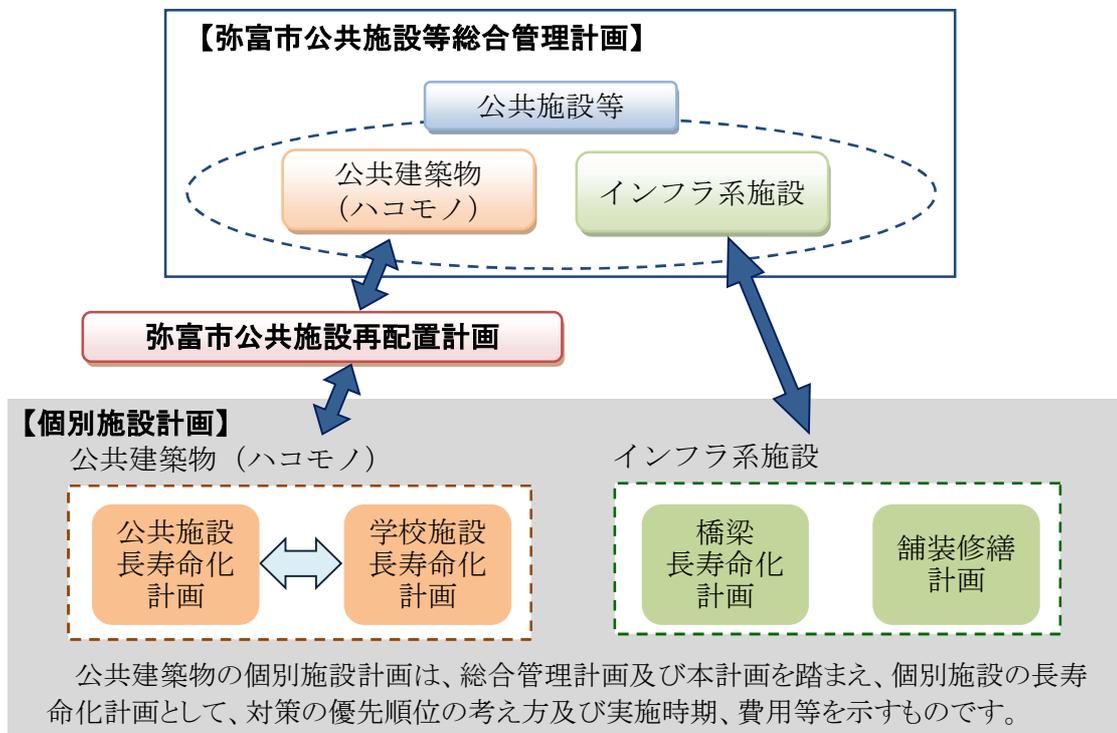
※本文中の語句に「\*」が付いている箇所については、資料編の用語集に語句の説明があります。

# 1 公共施設再配置計画の概要

## 1-1 計画の位置付け

弥富市（以下「本市」と言う。）の公共施設等は、老朽化の進行、厳しい財政状況や人口構造の変化に伴う社会的ニーズが変化していくことが予想されます。公共施設等の維持管理・更新についても、本市の未来を担う将来世代に過度な負担を残さないために、世代間の公平性に配慮しつつ、財政負担を適切に軽減・平準化\*し、都市の持続的な発展を見据えた最適配置の実現が求められてきます。そこで、上位計画となる「弥富市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」と言う。）を平成 27 年度に策定したところです。

公共施設再配置計画（以下「本計画」と言う。）は、本市が所有する公共建築物の評価を行い、最適なコストと資産の利活用を図るファシリティマネジメント\*及び社会的ニーズへの対応の推進に向け、公共建築物の統廃合や再配置等の基本的な考え方を整理したものです。



## 1-2 計画期間

本計画では、上位計画である総合管理計画に合わせ、計画期間を令和 37 年度までの 36 年間とし、10 年ごとに第 I 期から第 III 期、第 IV 期を残り 6 年間と区分した上で、再配置方針の実施時期を示します。



## 1-3 対象施設

### (1) 本計画の対象とする施設

本計画の対象施設は、108 施設の公共建築物の中で、延床面積 100 ㎡未満の施設（ただし、防災施設は 100 ㎡未満であっても対象）を除いた 68 施設とします。

表 本計画の対象公共建築物一覧

施設用途		施設数	施設名
市民文化系施設	集会施設	6	南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、十四山公民館（講堂を除く。）、市民ホール、さくら会館、総合社会教育センター
社会教育系施設	図書館	1	図書館
	歴史民俗資料館	1	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3	十四山スポーツセンター、市民プール、武道場
産業系施設	産業系施設	3	農村環境改善センター、農村多目的センター、産業会館
学校教育系施設	学校	11	弥生小学校、桜小学校、大藤小学校、栄南小学校、白鳥小学校、十四山東部小学校（講堂を含む。）、十四山西部小学校、日の出小学校、弥富中学校、弥富北中学校、十四山中学校（十四山体育館を含む。）
子育て支援施設	保育所	9	南部保育所、桜保育所、ひので保育所、大藤保育所、白鳥保育所、弥生保育所、栄南保育所、西部保育所、十四山保育所
	その他子育て支援施設	10	のびのび園、さくら児童館、栄南児童館、弥生児童館、大藤児童館、東部児童館、日の出第一・第二児童クラブ、桜第一・第二児童クラブ、十四山西部児童クラブ、ひので子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里
	保健施設	1	保健センター
行政系施設	庁舎等	3	弥富市役所、十四山支所、鍋田支所
	消防施設	11	分団格納庫（第 2 分団、第 4 分団、第 6 分団）、分団車庫（旧第 13 分団、旧第 14 分団、旧第 15 分団、旧第 16 分団、旧第 17 分団、旧第 18 分団、旧第 19 分団、旧第 20 分団）
	その他行政系施設	3	南部地区防災センター、防災倉庫、三稲水防倉庫
処理施設	処理施設	1	一般廃棄物最終処分場
その他施設	その他施設	2	旧十四山産業会館（倉庫）、市営火葬場
合計		68	

## (2) 既往の複合施設の整理

本計画の対象として計上されていない施設について、複合化されている主たる施設との対応を以下に整理します。

表 主たる施設及び複合化されている施設一覧

主たる施設 (計画対象施設)	複合化されている施設
白鳥コミュニティセンター	白鳥児童館
	白鳥児童クラブ
十四山公民館	十四山東部児童クラブ
	十四山土地改良区
農村環境改善センター	鍋田土地改良区
農村多目的センター	弥富土地改良区
産業会館	商工会館
栄南児童館	栄南児童クラブ
弥生児童館	弥生第一児童クラブ
	弥生子育て支援センター
大藤児童館	大藤児童クラブ
東部児童館	東部子育て支援センター
	ファミリー・サポート・センター
総合福祉センター	老人福祉センター
	デイサービスセンター
	高齢者生きがいセンター
	障害者生きがいセンター
	弥生第二児童クラブ
十四山総合福祉センター	十四山老人福祉センター
	十四山デイサービスセンター
	十四山高齢者生きがいセンター
	十四山障害者生きがいセンター
いこいの里	南デイサービスセンター
十四山支所	海部地方消防指令センター
	海部南部広域事務組合
鍋田支所	適応指導支援室*「アクティブ」

(3) 公共施設の分布状況

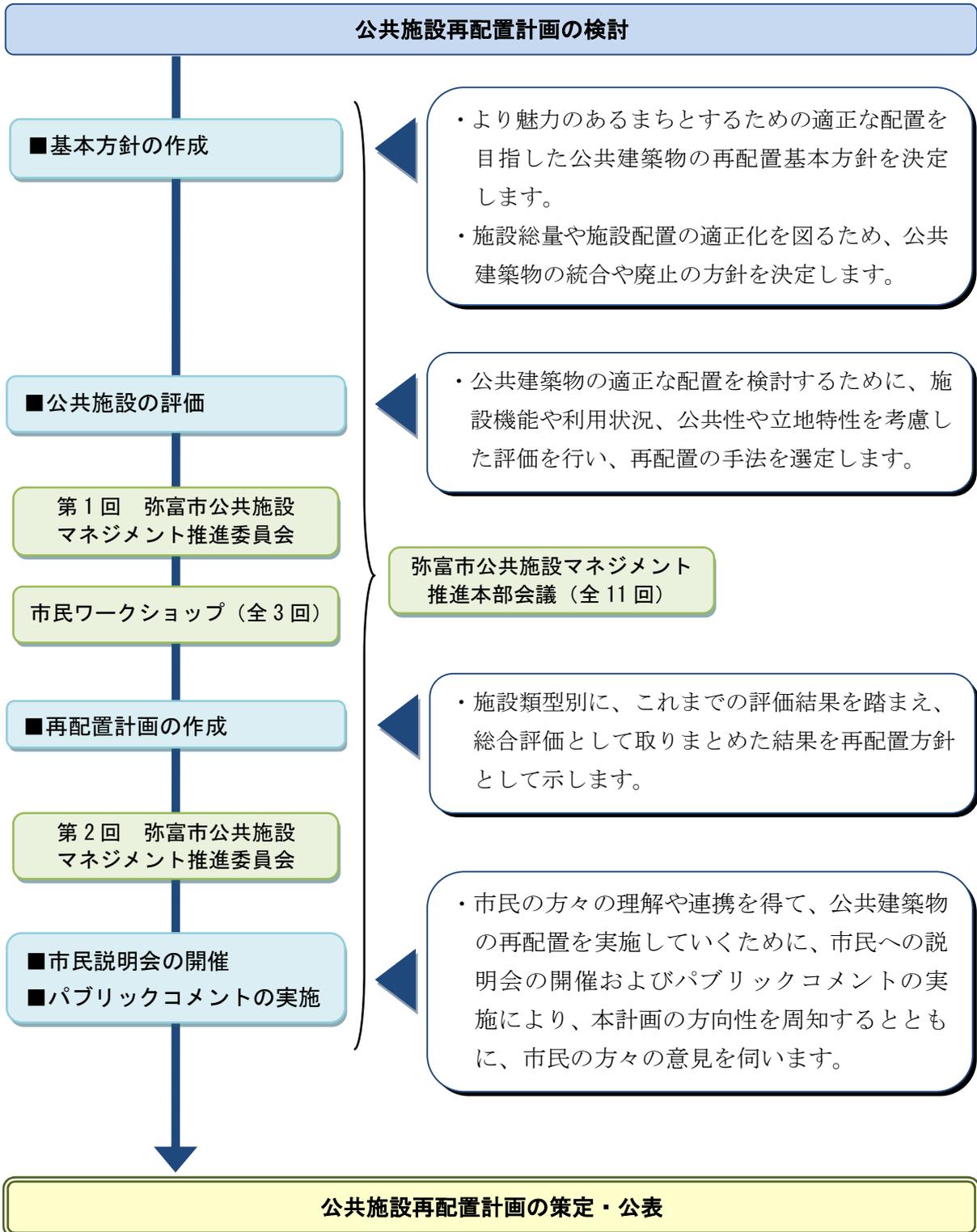
施設類型		桜小学校区	日の出小学校区	大藤小学校区	栄南小学校区
市民文化系施設		市民ホール			南部コミュニティセンター
		さくら総合社会会館 教育センター			
社会教育系施設		図書館			歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設		市民プール	武道場		
産業系施設		産業会館		農村環境改善センター	鍋田土地改良区
学校教育系施設	小学校	桜小学校	日の出小学校	大藤小学校	栄南小学校
	中学校			弥富中学校	
子育て支援施設	保育所	南部保育所	桜保育所 ひので保育所	大藤保育所	栄南保育所
	その他子育て支援施設	桜第一・第二児童クラブ	日の出第一・第二児童センタークラブ ひので子育て支援児童館	大藤児童館 大藤児童クラブ 大藤適応指導支援室* アクティブクラブ	のびのび園 栄南児童館 栄南児童クラブ
福祉施設	福祉施設				いこいの里
	保健センター	保健センター			
行政系施設	庁舎等	弥富市役所		鍋田支所	
	消防施設		分団格納庫(第6分団)		
	その他行政系施設	防災倉庫			三稲水防倉庫 南部地区防災センター
処理施設				一般廃棄物最終処分場	
その他施設				市営火葬場	

**凡例**

- : 主たる施設(色は施設類型を示す)
- : 複合化されている施設(色は施設類型を示す)
- : 中学校区
- : 同一の建物内にある施設を示す

弥生小学校区	白鳥小学校区	十四山東部小学校区	十四山西部小学校区
	 白鳥コミュニ ティセンター	 十四山公民館 (講堂を除く。)	
		 十四山 スポーツセンター	
  農村多目的 弥富土地 センター 改良区		 十四山 土地改良区	
 弥生小学校	 白鳥小学校	 十四山東部小学校 (講堂を含む。)	 十四山西部小学校
			
	 弥富北中学校	 十四山中学校 (十四山体育館を含む。)	
  弥生保育所 西部保育所	 白鳥保育所		 十四山保育所
    弥生 弥生 弥生 弥生 児童館 第一 子育て 第二 クラブ 児童 支援 児童 センター クラブ	  白鳥 白鳥 児童館 児童 クラブ	    東部 東部 ファミリ 十四山 児童館 子育て 一・サポ 東部 支援 一・セン 児童 センター ター クラブ	 十四山西部 児童クラブ
 総合福祉 センター		 十四山総合 福祉センター	
		 十四山支所	
 分団格納庫 (第4分団)	 分団格納庫 (第2分団)	   分団車庫 分団車庫 分団車庫 (旧第13 (旧第14 (旧第18 分団) 分団) 分団)   分団車庫 分団車庫 (旧第19分団)(旧第20分団)	   分団車庫 分団車庫 分団車庫 (旧第15 (旧第16 (旧第17 分団) 分団) 分団)
		 旧十四山産業 会館(倉庫)	

## 1-4 計画策定フロー



## 2 公共施設再配置計画における基本方針

### 2-1 公共施設が抱える課題

総合管理計画において、公共施設等を将来にわたって維持し、適切な公共サービスを実施していくためには、多くの課題があることが分かりました。課題の解決のために、全庁が一丸となって、中長期的な視点にたって、取り組んでいく必要があります。

#### 【総合管理計画における課題の整理】



#### 【サービスの向上】と【コストの縮減】の両立に向けて

- ・施設総量の適正化
- ・運営手法の見直し
- ・維持管理手法の見直し

## 2-2 基本方針

### (1) 再配置基本方針

公共建築物の延床面積を効率化ありきで単に削減するだけではなく、少子高齢化社会に対応したサービスの向上と将来世代への負担を軽減するコスト縮減の両立が必要となります。より魅力のあるまちとするための適正な配置を目指した公共建築物の再配置基本方針を以下のように定めます。

#### 再配置方針 1：安全性の確保と機能の複合化

公共建築物として利用者の安全確保を第一とし、必要な建物を長寿命化しつつ、機能を複合化することで、コスト縮減と新たな交流の創出を図ります。

- 社会変化に対応した市民ニーズを取り込む、多世代交流や地域交流の促進
- 学校施設を中心とした子育て支援の拠点としての集約化の検討
- 施設の老朽化に対する計画的な改修を行い、安全な公共建築物を確保

#### 再配置方針 2：公民連携による管理運営

限られた財源の中で、民間で公共と同様のサービスが提供可能な事業については、移譲することで、公共が行うべき事業を公共として継続していきます。

- 民間が得意な部分は民間に任せることで、サービス水準の向上やコスト縮減
- 将来世代への負担を軽減し、真に必要な公共サービスを維持
- 様々な公民連携手法を研究し、民間との対話により、適切な手法を選定

#### 再配置方針 3：子育て支援・教育環境の充実

人口減少、少子化などの人口構造の変化、子育て支援の社会的ニーズに対応した施設改善を図ります。

- 将来の子どもたちが公平に教育・保育を受けられる環境・施設の再整備を検討
- 施設整備時には無かった社会的ニーズへの対応を検討
- 未就学児の多様な教育・保育ニーズに対応する公と民の連携・役割分担を検討

#### 再配置方針 4：施設の効率的な利用

今ある公共建築物の再編により都市機能を集約化・効率化し、少子高齢化社会に対応した地域コミュニティの核となる施設として魅力向上を図ります。

- 利用者の減少により生じた余剰スペースの用途を転用し、稼働率を向上
- 建設時の目的は異なるものの、実質的に同様に使われている会議室・研修室等の貸室機能は、利用規制などを緩和することで効率的な活用を検討
- 人口構造の変化により生じる新たなニーズに対応した適正な規模・機能を検討

## (2) 統廃合等の推進方針

今後、老朽化した公共建築物やインフラ系施設の修繕・更新費用に対して、充当可能な財源が大きく不足することが予想されています。人口が減少の局面を迎え、財源不足となる中で、現在の規模や機能を維持したまま公共建築物を更新することは困難であることから、更新時期を迎えた建物については、原則として他施設との統合、複合化や減築等の検討を行い、施設総量の縮減を図ることとします。

特に、施設の廃止を検討する対象としては、利用者が少ない施設、本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化の進んだ施設で代替施設がある施設などが挙げられます。また、民間サービスへの転換が可能な施設についても廃止の検討をしていきます。

さらに、本市には、合併前にフルセット主義\*にて整備された公共建築物があります。これらの施設は老朽化等の状況を踏まえた上で、統廃合、転用を行い、合併による縮減効果を発揮します。

また、人口構造の変化に伴う社会的ニーズが予測され、それを見据えた統合及び複合化、民間のノウハウ、民間の資金の活用などを含めて、施設で提供するサービスを向上させることなどを検討し、公共サービスの充実を図ります。

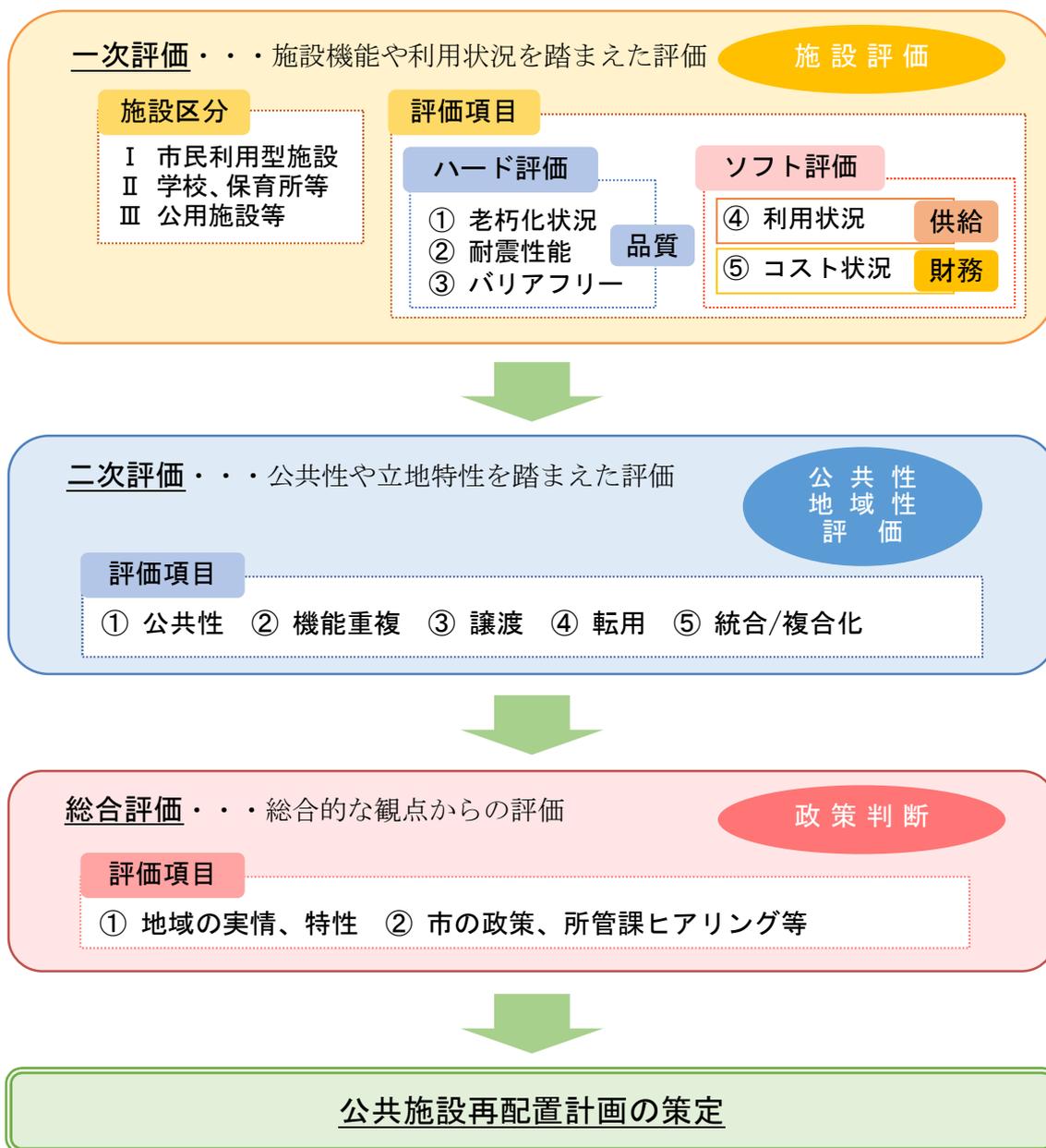
そして、これらを計画的に実施していくために、本計画を策定し、施設総量や施設配置の適正化を推進していきます。

### 統廃合のポイント

- 利用実態や建物状況を踏まえた統廃合等により、施設保有量の適正化を図ります。
- 合併の効果を活かした公共建築物の統廃合等を検討していきます。
- 社会的ニーズに対応した統廃合等を検討していきます。

### (3) 再配置に向けた評価の方針

公共建築物の適正な配置を検討するために、施設機能や利用状況を踏まえた一次評価、公共性や立地特性を踏まえた二次評価を行った上で、再配置の手法について選定する総合評価を実施します。



種別	概要	効果
統合	同じ種類の公共施設を一つにする	共用スペースの集約や維持管理の効率化
複合化	異なる種類の公共施設を一つにする	統合と同様の効果に加え、多機能化
転用	既存の公共施設を他の施設として使用	建物を新設せずに新たなニーズへ対応可

## 2-3 縮減目標の設定

### (1) 縮減目標の設定の考え方

延床面積の縮減目標は、総合管理計画の計画期間である40年間で設定している指標であり、公共施設等の更新等費用の不足額を解消するために、公共建築物の延床面積を縮減し、適正な保有量とすることで対応することを検討していきます。前提条件として、公共建築物に係る将来の費用は、延床面積に比例して減少すると仮定します。

面積を縮減することにより、対象となる更新費に加え、縮減した分の光熱水費や維持管理に係る委託費等の維持管理費用、運営に係る人件費等も減少します。よって、平成27～29年度の平均における維持運営費用である約22.3億円（工事請負費除く。）は、縮減した公共建築物の延床面積に比例して減少すると仮定し、この減少分を40年間の更新等費用の充当見込み額へ上乗せするものとして、延床面積をどの程度縮減する必要があるかを試算しました。

### (2) 公共建築物のみを縮減する場合での縮減目標

総合管理計画であるように、公共施設等の更新等に係る費用の縮減に際して、道路・橋梁・河川等のインフラ系施設については、総量を縮減することは困難であると考えられます。そのため、今後の投資的経費\*10.5億円/年のうち、インフラ系施設について、長寿命化によってコスト縮減を図ることを前提として試算した更新費5.9億円は、優先的にインフラ系施設に割り振るものと仮定し、インフラ系施設の不足分についても公共建築物の延床面積の縮減で財源不足を補うこととした場合の縮減目標を設定します。

#### 【各費用の算出方法、公共建築物の更新費への充当方法】

##### ① 今後40年間の更新等費用の充当見込み額

- ・ 今後の投資的経費\*：10.5億円（弥富市中期財政計画（2019年1月）より）
- ・ 公共建築物への充当見込み額：10.5億円－5.9億円（インフラの更新費）＝4.6億円  
4.6億円×40年 ＝184.0億円



##### ② 維持管理、運営費の縮減可能額 ⇒ 延床面積の縮減に比例し増加

平成27～29年度平均の全公共建築物の維持管理、運営費：22.3億円/年

例えば、公共建築物の延床面積を100%縮減した場合

⇒22.3億円×40年＝892.0億円 縮減



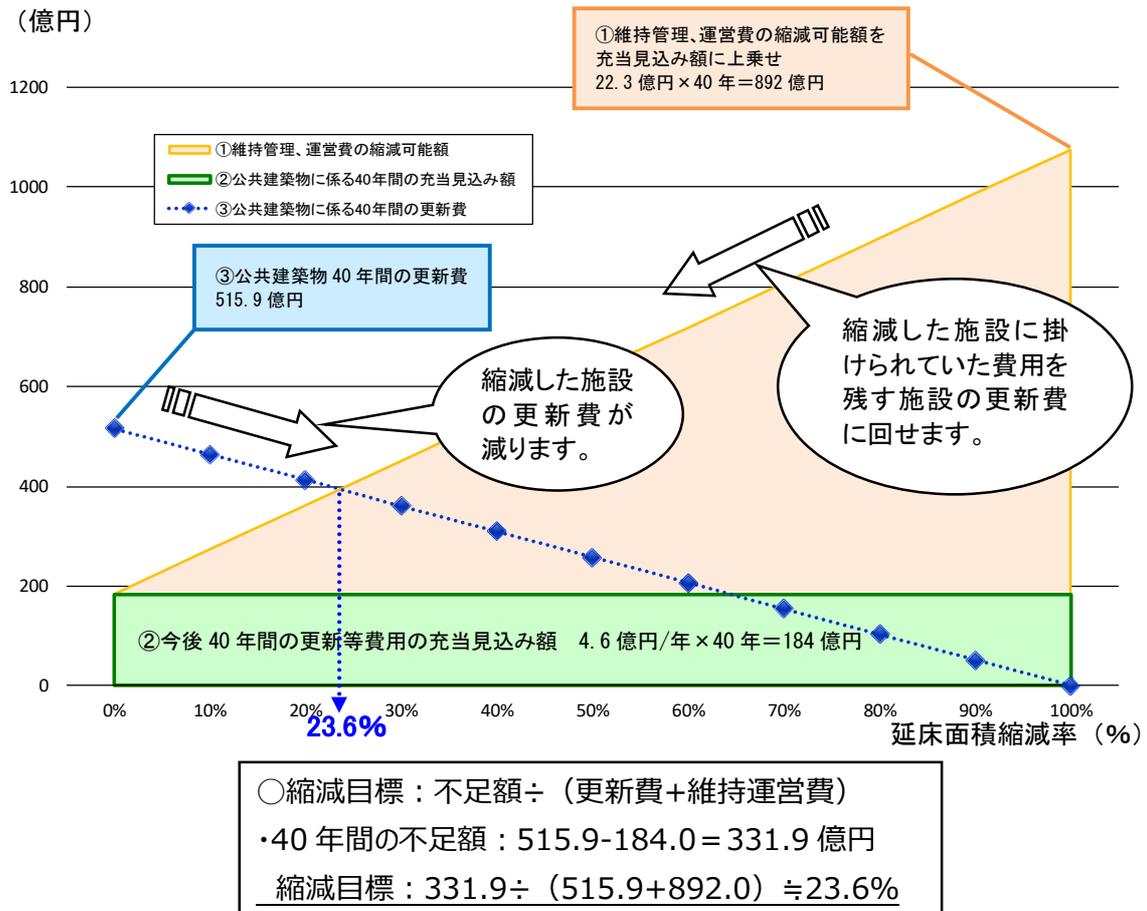
①+②の費用を③公共建築物の更新費へ充てる

##### ③ 公共建築物に係る40年間の更新費 ⇒ 延床面積の縮減に比例し減少

515.9億円（予防保全型の維持管理を実施した場合の試算結果（総合管理計画）より）

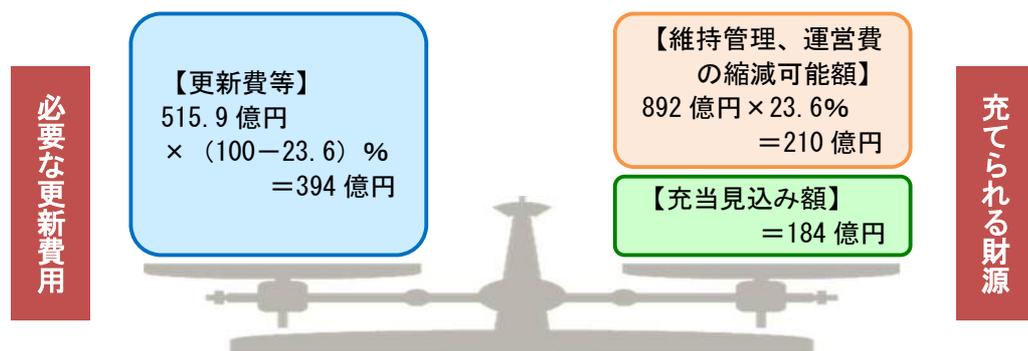
次頁に試算結果の図を示します。

## ■公共建築物の延床面積縮減率の試算



## ■公共建築物のみを縮減する場合での縮減目標

試算の結果、23.6%の延床面積の縮減による維持管理、運営費の縮減可能額を更新費に充てることにより、必要な更新費用を賄える結果となります。



●総延床面積の 23.6%

⇒151,605.25×23.6%=35,779 m<sup>2</sup>

学校の総延床面積 75,837 m<sup>2</sup>の  
約 47.2% (約 5.2 校分) に相当します

以上より、公共建築物の面積の縮減を指標としながら、コスト縮減を図る意識を持ちつつ、持続的に公共サービスの維持・向上を図っていく必要があります。

### 3 施設類型別の再配置方針

施設類型別に、これまでの評価結果を踏まえ、総合評価として取りまとめた結果を再配置方針として示します。

#### ■再配置方針の基本的な考え方

- ・継続又は複合化を予定し、既存の建物を残して長寿命化を図る施設については、予防保全型の管理を行い、建設から40年を目途に社会的ニーズに対応した機能向上及びリニューアル等を含めた大規模修繕の検討を行い、80年目の更新時期まで使用する方針とします。（詳細は、別途、公共施設個別施設計画に示しています。）
- ・大規模修繕（40年間隔）、予防保全修繕（20年間隔）の実施時期については、既存の建物を長寿命化する際に経過年数から想定される目安の時期を示したものであり、劣化状況により緊急修繕が必要な場合は、時期にかかわらず適宜実施していく必要があります。
- ・実施時期は、縮減目標を達成するために望ましい時期を示すものであり、再配置方針を実施するための予算の状況によっては、前倒しや先送りによる調整が必要となります。
- ・再配置により、近隣の施設がなくなることで、代替の公共施設等に行きづらくなることのないよう、コミュニティバスなどの公共交通による補完も併せて検討する必要があります。
- ・廃止される施設が避難所及び津波高潮避難場所となっている場合は、すぐには解体せずに、他施設への転用及び代替建物の検討をしていきます。

#### ■再配置方針における手法の定義

##### 機能（上段）

- 継続：これまで通り、機能を存続します。
- 移転：これまでと異なる施設に移り、機能を存続します。
- 複合化：異なる機能を持つ施設を一つに集約します。
- 統合：同種の機能を持つ施設を一つに集約します。
- 譲渡：民間事業者等に建物を譲渡し、民間事業者等が運営します。
- 廃止：公共が主体となつて行う事業を取りやめます。

##### 建物（下段）

- 解体：機能の廃止等に伴い、不要となった建物を取り壊します。
- 修繕：長寿命化を目的とした大規模修繕・予防保全修繕を行います。
- 建替：老朽化した建物を取り壊し、建て替えます。
- 譲渡：建物を無償又は有償で譲渡します。
- 転用：建物の用途を異なる用途に変更します。

### 3-1 市民文化系施設

#### (1) 対象施設

<b>集会施設</b>	南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、十四山公民館（講堂を除く。）、市民ホール、さくら会館、総合社会教育センター（全6施設）
-------------	---

#### (2) 建物状況、利用状況

<b>建物状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部コミュニティセンターは、建設後30年程度が経過し、老朽化が顕在化してきています。</li> <li>・白鳥コミュニティセンターは、建設後20年程度が経過しています。白鳥児童館、白鳥児童クラブとの複合施設です。</li> <li>・十四山公民館は、建設後50年以上が経過し、老朽化が著しくなっています。十四山東部小学校に隣接しており、講堂は、小学校と共用しています。十四山東部児童クラブとの複合施設であり、十四山土地改良区も設置されています。</li> <li>・市民ホールは、建設後30年以上が経過し、老朽化が顕在化してきています。市役所図書館棟の3階に設置されており、図書館、保健センターとの複合施設です。</li> <li>・さくら会館は、建設後40年近くが経過し、老朽化が進んでいます。総合社会教育センターに隣接しており、県の施設が本市に移管されたものです。</li> <li>・総合社会教育センターは、建設後30年程度が経過し、老朽化が顕在化してきています。中央公民館と総合体育館の複合施設です。</li> </ul>
<b>利用状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部コミュニティセンターは、各種スポーツ活動、集会・会議等に年間34,000人程度の利用者がいます。</li> <li>・白鳥コミュニティセンターは、各種スポーツ活動、各種文化活動、料理教室、カラオケ、集会・会議等に年間41,000人程度の利用者がいます。</li> <li>・十四山公民館は、各種文化活動等に年間12,000人程度の利用者がいます。</li> <li>・市民ホールは、新庁舎建設に伴い、執務スペースとして使用しているため、現在は市民利用を休止しています。</li> <li>・さくら会館は、各種文化活動、カラオケ等に年間11,000人程度の利用者がいます。</li> <li>・総合社会教育センターの中央公民館は、各種発表会、各種文化活動、料理教室、パソコン教室、集会・会議等に利用され、総合体育館は、各種スポーツ活動（武道活動含む。）に利用されています。年間140,000人程度の利用者があり、市内で最も利用者が多い施設です。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

<b>再配置方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部コミュニティセンターは、Ⅰ期に大規模修繕の時期を迎え、他施設機能の統合及び複合化先として、継続を基本とします。</li> <li>・白鳥コミュニティセンターは、Ⅱ期に大規模修繕の時期を迎え、他施設機能の統合及び複合化先として、継続を基本とします。</li> <li>・十四山公民館は廃止し、解体を基本とします。施設内に併設されている十四山東部児童クラブは、小学校の統合に合わせて統合新設校*に複合化、十四山土地改良区は、他施設への移転を検討していきます。</li> <li>・市民ホールは、Ⅰ期に大規模修繕の時期を迎え、他施設機能の統合先として、継続を基本とします。</li> <li>・さくら会館は、機能を他施設へ統合し、建物は解体を基本とします。</li> <li>・総合社会教育センターは、Ⅰ期に大規模修繕の時期を迎え、他施設機能の統合先として、継続を基本とします。</li> </ul>
--------------	---

### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
南部コミュニティセンター	2,729	1989	30	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
白鳥コミュニティセンター	2,703	1997	22	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	→
(白鳥児童館)				(継続)	→	→	→
→				◎修繕	→	→	
(白鳥児童クラブ)				(継続)	→	→	→
→				◎修繕	→	→	
十四山公民館(講堂を除く。)	406	1968	51	統合	→	→	→
→				解体			
(十四山東部児童クラブ)				→	複合化	→	→
→				解体			
(十四山土地改良区)				→	移転	→	→
→				解体			
市民ホール	1,105	1985	34	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
さくら会館	394	1981	38	統合	→	→	→
				解体			
総合社会教育センター	10,161	1989	30	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 利用上の制約の緩和

- ・産業会館の廃止に伴い、営利目的で使用できる貸館が市内に無くなることもあり、その受け皿として、公民館・市民ホール等の利用上の制約条件を緩和することも検討していきます。

##### ■ 地域コミュニティ活動の推進

- ・南部コミュニティセンター及び白鳥コミュニティセンターは、今後も地域コミュニティの拠点として、魅力ある施設としての利用を推進します。

##### 【ワークショップの意見】

## 3-2 社会教育系施設

### (1) 対象施設

図書館	図書館 (全1施設)
博物館等	歴史民俗資料館 (全1施設)

### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館は、建設後30年以上が経過し、老朽化が顕在化してきています。市役所図書館棟の2階に設置されており、保健センター、市民ホールとの複合施設です。</li> <li>・歴史民俗資料館は、旧中央公民館が改修されたものであり、建設後50年近くが経過し、老朽化が進んでいます。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館は、図書の貸出や自己学習に年間35,000人程度の利用者がいます。</li> <li>・歴史民俗資料館は、郷土の歴史、民俗、産業、自然などを紹介する施設として、年間6,600人程度の利用者がいます。</li> </ul>

### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館は、I期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>・歴史民俗資料館は、保健センターが新庁舎に移転した後、図書館棟1階へ複合化します。既存の建物は、移転した後に解体を基本とします。</li> </ul>
-------	---

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
図書館	2,219	1985	34	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
歴史民俗資料館	1,021	1971	48	複合化	→	→	→
				解体			

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

#### ■ 図書館の静粛性確保

- ・図書館は、市役所図書館棟の2階に位置しており、3階の市民ホールでイベント等が開催された際に、振動や音により静粛性が阻害されている状況があります。市民ホールの大規模修繕の際には、防振・防音対策を検討していきます。

#### ■ 図書館棟の魅力化

- ・図書館棟は、歴史民俗資料館の機能及び図書館の機能を活用し、弥富市の観光拠点としての連携及び魅力を発信するスペース等、魅力化を図ります。

#### 【ワークショップの意見】

### 3-3 スポーツ・レクリエーション系施設

#### (1) 対象施設

スポーツ施設	十四山スポーツセンター、市民プール、武道場（全3施設）
--------	-----------------------------

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>十四山スポーツセンターは、建設後20年以上が経過しています。</li> <li>市民プールは、建設後40年近くが経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>武道場は、建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。日の出小学校に隣接しています。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>十四山スポーツセンターは、各種スポーツ活動（武道活動含む）、各種発表会に年間85,000人程度の利用者がいます。</li> <li>市民プールは、通年利用ができないため、廃止前には、年間1,600人程度の利用者にとどまっていた。</li> <li>武道場は、武道活動に年間6,600人程度の利用者がいます。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>十四山スポーツセンターは、Ⅱ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>市民プールは、現状で廃止しており、既存の建物は解体を基本とします。</li> <li>武道場は、他施設への統合により、既存の建物は解体を基本とします。</li> </ul>
-------	---

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	経過年数(年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
十四山スポーツセンター	4,750	1994	25	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	○修繕
市民プール	1,208	1980	39	廃止			
				解体			
武道場	572	1977	42	統合	→	→	→
				解体			

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 利用上の制約緩和

- 十四山スポーツセンターは、様々な利用ができるように、利用上の制約を緩和することも検討していきます。

##### 【ワークショップの意見】

### 3-4 産業系施設

#### (1) 対象施設

<b>産業系施設</b>	農村環境改善センター、農村多目的センター、産業会館（全3施設）
--------------	---------------------------------

#### (2) 建物状況、利用状況

<b>建物状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村環境改善センターは、建設後40年近くが経過し、老朽化が進んでいます。鍋田土地改良区の事務所が設置されています。</li> <li>・農村多目的センターは、建設後40年近くが経過し、老朽化が進んでいます。弥富土地改良区の事務所が設置されています。</li> <li>・産業会館は、建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。1階に市商工会（商工会館）、2階に貸館施設（産業会館）を備えた複合施設です。</li> </ul>
<b>利用状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村環境改善センターは、集会・会議等に年間3,700人程度の利用者があります。</li> <li>・農村多目的センターは、集会・会議、卓球、カラオケ、料理教室等に年間11,000人程度の利用者があります。</li> <li>・産業会館は、会議、展示会等に年間7,400人程度の利用者があります。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

<b>再配置方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村環境改善センターの貸室機能は、他施設へ統合し、既存の建物は解体を基本とします。鍋田土地改良区は、他施設へ移転を検討していきます。</li> <li>・農村多目的センターの貸室機能は、他施設へ統合し、既存の建物は解体を基本とします。弥富土地改良区は、他施設へ移転を検討していきます。</li> <li>・産業会館の機能は、他施設において、営利目的の利用規制を緩和することで統合を検討していきます。また、商工会館の機能は、他施設へ移転して複合化し、既存の建物は解体を基本とします。</li> </ul>
--------------	---

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
農村環境改善センター (鍋田土地改良区)	859	1980	39	(継続)	統合	→	→
				→	解体		
農村多目的センター (弥富土地改良区)	636	1983	36	(継続)	統合	→	→
				→	解体		
産業会館 (商工会館)	594	1976	43	統合	→	→	→
				解体			
				移転	→	→	→
				解体			

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 貸室機能の統合

- ・市内の他施設（コミュニティセンター、総合福祉センターなど）には、集会・会議等に利用できる貸室機能を有するものがあり、制約条件を緩和することで貸室機能の統合を推進します。

##### ■ 地域コミュニティ活動拠点の検討

- ・地域コミュニティ活動拠点となっている施設については、活動に支障をきたさないように他施設の活用等を検討していきます。

### 3-5 学校教育系施設

#### (1) 対象施設

学校	弥生小学校、桜小学校、大藤小学校、栄南小学校、白鳥小学校、十四山東部小学校（講堂を含む。）、十四山西部小学校、日の出小学校、弥富中学校、弥富北中学校、十四山中学校（十四山体育館を含む。）（全 11 施設）
----	--

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弥生小学校、桜小学校、大藤小学校及び十四山東部小学校は、最も古い棟で建設後 50 年以上が経過し、老朽化が著しくなっています。その内、桜小学校については、令和元年度に長寿命化工事が完了し、老朽化状況が改善する予定です。</li> <li>・栄南小学校、白鳥小学校及び十四山西部小学校は、最も古い棟で建設後 50 年程度が経過し、老朽化が著しくなっています。</li> <li>・日の出小学校は、建設後 6 年程度であり、弥富市内で最も新しい学校です。</li> <li>・弥富中学校は、建設後 9 年程度であり、比較的新しい学校です。</li> <li>・弥富北中学校は、建設後 40 年程度が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>・十四山中学校は、最も古い棟で建設後 50 年以上が経過し、老朽化が著しくなっています。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校の児童数は、弥生小学校が約 580 人、桜小学校が約 450 人、大藤小学校が約 150 人、栄南小学校が約 90 人、白鳥小学校が約 280 人、十四山東部小学校が約 160 人、十四山西部小学校が約 120 人、日の出小学校が約 550 人となっています。</li> <li>・各中学校の生徒数は、弥富中学校が約 600 人、弥富北中学校が約 470 人、十四山中学校が約 150 人となっています。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校は、教育委員会に設置及び廃止等の職務権限があるため、統廃合等については教育委員会と協議しながら検討していきます。</li> <li>・小規模の 4 小学校（大藤小、栄南小、十四山東部小、十四山西部小）については、教育環境の向上を鑑み、適正規模化*（各学年 2 クラス以上）に向けた統合校の新設及び既設利用も含めて検討していきます。</li> <li>・小規模校の十四山中学校については、他中学校への統合も含めて検討していきます。</li> <li>・小規模校の統廃合等については、児童・生徒の保護者に対して、丁寧に説明し、不安や疑問の解消に努めていきます。</li> <li>・継続する学校の老朽化が著しい校舎は、大規模修繕が必要な時期を迎えています。が、厳しい財政状況もあって、全ての学校を集中的に改修することは困難であるため、長寿命化に資する修繕を順次、検討していきます。</li> <li>・80 年経過した校舎の建替え時に、児童・生徒数の減少が見られる学校については、適正な規模となるよう延床面積の縮小も検討していきます。</li> </ul>
-------	--

【再配置方針と実施時期の目安】※経過年数については、学校内の最も古い棟の年数を表記

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I 期	II 期	III 期	IV 期
弥生小学校	8,602	1969	50	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	建替

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I 期	II 期	III 期	IV 期
桜小学校	8,563	1969	50	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	建替	→
大藤小学校	4,415	1961	58	統合も含めて検討	→	→	→
栄南小学校	5,444	1973	46	統合も含めて検討	→	→	→
白鳥小学校	5,723	1973	46	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	建替
十四山東部小学校 (講堂を含む。)	4,249	1960	59	統合も含めて検討	→	→	→
十四山西部小学校	3,626	1972	47	統合も含めて検討	→	→	→
日の出小学校	9,687	2013	6	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
弥富中学校	11,380	2008	11	(継続)	→	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→
弥富北中学校	9,705	1979	40	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
十四山中学校 (十四山体育館を含む。)	6,382	1964	55	統合も含めて検討	→	→	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

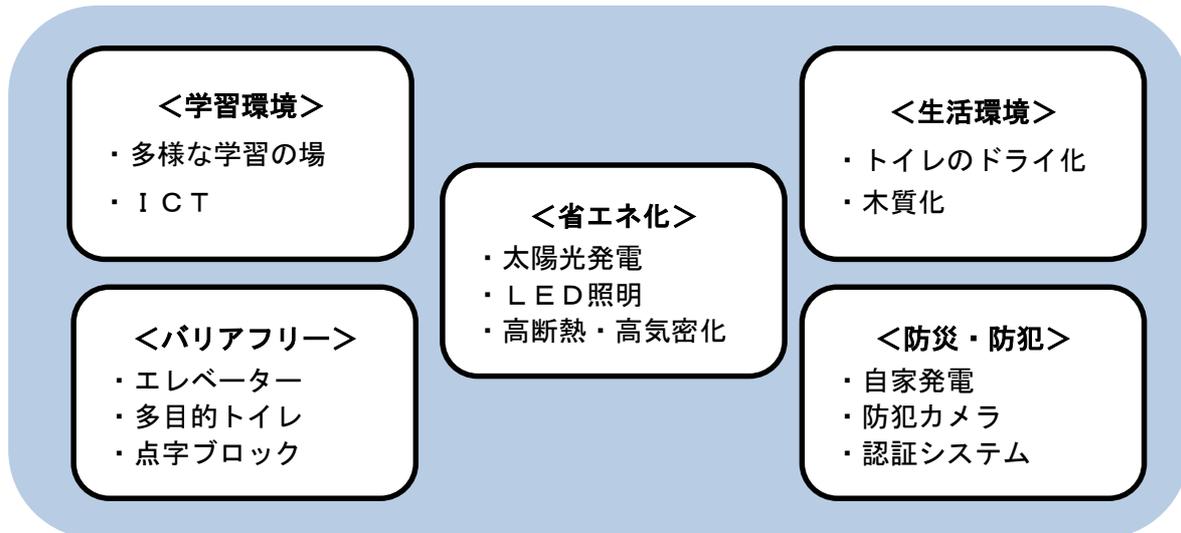
#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 子どもと地域を元気にする学校

- ・子どもたちが公平に教育を受けられるように、社会的ニーズへの対応及び教育環境の向上を図ります。
- ・小規模な小学校4校を統合し、統合校を新設した場合は、校区が現在よりも広くなり、通学距離が長くなることが想定されます。保護者アンケートの結果から、現状でも児童一人が長時間徒歩で通学することは懸念されており、スクールバスの導入を促進します。また、小学校4校の児童クラブについては、小学校の統合に伴い統合新設校\*へ複合化を図ります。
- ・統合した学校の跡地利用について、公共利用による活用や民間企業への賃貸及び売却等を検討していきます。【ワークショップの意見】
- ・学校施設のプールは、使用期間が夏季に限られ、設備機器のランニングコスト\*も負担が大きいため、市内にも既に弥富中学校などプールを設置していない学校があります。今後は、他の学校についても老朽化によりプールの建替えが必要となることが予測されるため、市内学校のプール共同利用を検討していきます。

- ・学校給食については、現在、自校調理\*となっており、給食設備の老朽化や陳腐化の程度は異なりますが、維持修繕費の増大が懸念されます。自校調理\*のメリットも考慮しつつ、業務効率性に優れる共同調理\*への移行についても統合を目途に検討していきます。
- ・余裕教室\*の発生状況に応じて、児童クラブや地域のニーズ状況を鑑み、学校が地域活動及び多世代交流の拠点施設となるよう市民活動施設との複合化を図ります。

【社会的ニーズへの対応及び教育環境の向上のイメージ】



<内装の木質化>



<エレベーターの整備>



<多目的ルーム>



<トイレのドライ化>

### 3-6 子育て支援施設（保育所）

#### (1) 対象施設

保育所	南部保育所、桜保育所、ひので保育所、大藤保育所、白鳥保育所、弥生保育所、栄南保育所、西部保育所、十四山保育所（全9施設）
-----	--

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひので保育所、白鳥保育所、弥生保育所は、建設後5～15年程度経過していますが、弥富市内では比較的新しい保育所です。</li> <li>・桜保育所、十四山保育所は、建設後30年以上が経過し、老朽化が顕在化してきています。</li> <li>・南部保育所、大藤保育所、栄南保育所、西部保育所は、建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育所の児童数は、南部保育所が約110人、桜保育所が約110人、ひので保育所が約190人、大藤保育所が約60人、白鳥保育所が約90人、弥生保育所が約160人、栄南保育所が約50人、西部保育所が約50人、十四山保育所が約90人、となっています。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所について、人件費を含む維持管理費は、大きな負担となっており、公設公営の役割を考慮しつつ、各学区において公立保育所が1施設以上は、配置されるように、弥生保育所と西部保育所のいずれか及び桜保育所とひので保育所のいずれかを民間に譲渡し、民営化及び認定こども園化*を検討していきます。</li> <li>・継続する保育所の老朽化が著しい建物は、大規模修繕が必要な時期を迎えていますが、厳しい財政状況もあって、全ての保育所を集中的に改修することは困難であるため、長寿命化に資する修繕を順次、検討していきます。</li> </ul>
-------	---

#### 【再配置方針と実施時期の目安】※弥生保育所及びひので保育所を譲渡として記載

施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	経過年数(年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)				
				I期	II期	III期	IV期	
南部保育所	1,445	1979	40	(継続)	→	→	→	
				◎修繕	→	○修繕	→	
桜保育所	1,297	1986	33	譲渡の場合	譲渡			
				継続の場合	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→	
ひので保育所	1,920	2004	15	譲渡の場合	譲渡			
				継続の場合	(継続)	→	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→	
大藤保育所	1,137	1978	41	(継続)	→	→	→	
				◎修繕	→	○修繕	→	

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)				
				I期	II期	III期	IV期	
白鳥保育所	1,562	2014	5	(継続)	→	→	→	
				→	○修繕	→	◎修繕	
弥生保育所	1,806	2010	9	譲渡の場合	譲渡			
				継続の場合	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕	
栄南保育所	907	1976	43	(継続)	→	→	→	
				◎修繕	→	○修繕	→	
西部保育所	733	1977	42	譲渡の場合	譲渡			
				継続の場合	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→	
十四山保育所	1,789	1986	33	(継続)	→	→	→	
				◎修繕	→	○修繕	→	

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 保育所の民営化・認定こども園化\*に向けた検討

- ・多様化する教育・保育ニーズ、少子化、施設老朽化などの課題に対応するため、民営化や認定こども園化\*を視野に入れ、保護者にとって通園の選択肢が増えることを理想とし、取り組んでいきます。【ワークショップの意見】
- ・民営化した保育所では、公共に比べ、休日保育、夜間保育など、保護者の働き方に応じた多様な保育サービスの提供に柔軟に対応できることが想定されます。
- ・認定こども園となることで、保護者の就労の有無にかかわらず、継続して同じ施設に通うことが可能となります。

##### ■ 適正規模・配置の検討

- ・将来的な教育・保育のニーズ量を踏まえ、適正規模及び配置を個別に検討していきます。

### 3-7 子育て支援施設（その他子育て支援施設）

#### (1) 対象施設

その他 子育て 支援施設	のびのび園、さくら児童館、栄南児童館、弥生児童館、大藤児童館、東部児童館、日の出第一・第二児童クラブ、桜第一・第二児童クラブ、十四山西部児童クラブ、ひので子育て支援センター（全10施設）
--------------------	---

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のびのび園は、旧二葉保育所の建物を活用しており、建設後40年近くが経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>・さくら児童館、東部児童館は、建設後30年程度が経過し、老朽化が顕在化してきています。また、東部児童館は、東部子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターとの複合施設です。</li> <li>・栄南児童館、ひので子育て支援センターは、建設後20年程度の比較的新しい施設です。また、栄南児童館は栄南児童クラブとの複合施設です。</li> <li>・弥生児童館、大藤児童館、日の出第一・第二児童クラブ、桜第一・第二児童クラブ、十四山西部児童クラブは、建設後10年程度の新しい施設です。また、大藤児童館は大藤児童クラブ、弥生児童館は弥生第一児童クラブ、弥生子育て支援センターとの複合施設です。</li> <li>・十四山西部児童クラブは、十四山西部小学校に隣接しています。</li> <li>・桜第一・第二児童クラブは、桜小学校に隣接しています。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のびのび園は、母子通園施設です。</li> <li>・さくら児童館は年間29,000人程度、栄南児童館は年間7,500人程度、弥生児童館は年間14,000人程度、大藤児童館は年間7,900人程度、東部児童館は年間8,000人程度の利用者がいます。</li> <li>・日の出第一・第二児童クラブは年間延980人程度、桜第一・第二児童クラブは年間延1,300人程度、十四山西部児童クラブは年間延200人程度の利用者がいます。</li> <li>・ひので子育て支援センターは、年間5,600人程度の利用者がいます。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のびのび園は、Ⅰ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>・児童館は、子育て支援施設として、政策的に整備された比較的新しい施設であるため、適切な時期に修繕を行い、機能の継続を基本とします。</li> <li>・大藤児童クラブ、栄南児童クラブ、十四山東部児童クラブ、十四山西部児童クラブについては、小学校の統合に伴い統合新設校*への複合化を検討していきます。</li> <li>・日の出第一・第二児童クラブ、桜第一・第二児童クラブ、十四山西部児童クラブの建物については比較的新しいことから、小学校への複合化後は、他用途に転用することを基本とし、その際に大規模修繕を行います。</li> </ul>
-----------	--

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過 年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
のびのび園	1,072	1983	36	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
さくら児童館	531	1994	25	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	○修繕
栄南児童館	377	1998	21	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	→
(栄南児童クラブ)				→	複合化	→	→
				→	◎修繕	→	→
弥生児童館	999	2010	9	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
(弥生第一児童クラブ)				(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
(弥生子育て支援センター)				(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
大藤児童館	426	2006	13	(継続)	→	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→
(大藤児童クラブ)				→	複合化	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→
東部児童館	777	1986	33	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
(東部子育て支援センター)				(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
(ファミリー・サポート・センター)				(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
日の出第一・第二児童クラブ	351	2013	6	→	→	複合化	→
				→	→	転用◎	→
桜第一・第二児童クラブ	491	2008	11	→	→	複合化	→
				→	→	転用◎	→
十四山西部児童クラブ	226	2008	11	→	複合化	→	→
				→	転用◎		→
ひので子育て支援センター	174	2004	15	(継続)	→	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 児童クラブの小学校への複合化の検討

- ・児童クラブは、授業終了後に児童の移動距離が短いことが好ましいため、少子化の進展により余裕教室\*が生じた際には校舎内への複合化を図ります。

### 3-8 保健・福祉施設

#### (1) 対象施設

高齢福祉施設	総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里（全3施設）
保健施設	保健センター（全1施設）

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里は、いずれも建設後20年程度が経過しています。</li> <li>総合福祉センターは、老人福祉センター、デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、障害者生きがいセンター、弥生第二児童クラブの複合施設です。</li> <li>十四山総合福祉センターは、十四山老人福祉センター、十四山デイサービスセンター、十四山高齢者生きがいセンター、十四山障害者生きがいセンターとの複合施設です。</li> <li>いこいの里は、南福祉センター、南デイサービスセンターとの複合施設です。</li> <li>保健センターは、建設後30年程度が経過し、老朽化が顕在化してきています市役所図書館棟の1階に設置されており、図書館、市民ホールとの複合施設です。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センターは、入浴、カラオケ、各スポーツ活動、集会・会議等で年間100,000人程度の利用者がいます。</li> <li>十四山総合福祉センターは、入浴、カラオケ、集会・会議等で年間42,000人程度の利用者がいます。</li> <li>いこいの里は、入浴、カラオケ等で年間13,000人程度の利用者がいます。</li> <li>保健センターは、各種健診や予防接種、保健相談等を行っています。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センターは、Ⅱ期に大規模修繕の時期を迎え、他施設の機能を統合及び複合化先として、継続を基本とします。</li> <li>十四山総合福祉センターは、Ⅱ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>いこいの里は、Ⅲ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>保健センターの機能は、新庁舎との複合施設として、機能の継続を基本とします。</li> </ul>
-------	---

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	経過年数(年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
総合福祉センター (弥生第二児童クラブ)	6,509	1998	21	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	→
十四山総合福祉センター	2,551	1997	22	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	→

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
いこいの里	1,905	2002	17	(継続)	→	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→
保健センター	891	1986	33	複合化	→	→	→
				転用◎	→	○修繕	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 総合福祉センターの適正配置の検討

- ・市内で3つの入浴施設を維持し続けることは、コスト状況からも維持管理に多額の経費を要しているため、継続を基本としておりますが、今後の利用及び財政状況も踏まえ、統合も含めた適正な配置についても検討していきます。

##### ■ にぎわいの創出

- ・総合福祉センター及び十四山総合福祉センターの入浴施設において、現在60歳以上に利用を限定していますが、稼働率の向上や多世代交流によるにぎわいの創出を考慮して、利用者の制約条件を緩和することも検討していきます。
- ・十四山総合福祉センターは、利用率向上及びにぎわいの創出のために、三ツ又池公園に隣接している立地を活用し、公園の利用者への開放及びスポーツ施設等への利用転換等を図っていきます。【ワークショップの意見】
- ・利用制限の緩和に合わせて、受益者負担を考慮し、利用料金の適正化を推進します。

### 3-9 行政系施設（庁舎等）

#### (1) 対象施設

庁舎等	弥富市役所、十四山支所、鍋田支所（全3施設）
-----	------------------------

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弥富市役所は、新庁舎が令和2年5月に供用開始予定です。</li> <li>・十四山支所は、建設後30年程度が経過し、老朽化が顕在化してきています。海部地方消防指令センター、海部南部広域事務組合との複合施設です。</li> <li>・鍋田支所は、建設後50年以上が経過し、老朽化が著しくなっています。適応指導支援室*「アクティブ」との複合施設です。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弥富市役所は、主要な市役所機能を有す予定です。</li> <li>・十四山支所は、仮の市役所機能を有しています。</li> <li>・鍋田支所の窓口業務は、年間2,500人程度の利用があります。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年に供用開始する弥富市役所は、保健センターとの複合施設として、Ⅱ期に予防保全修繕を迎え、継続を基本とします。</li> <li>・十四山支所は、Ⅰ期に大規模修繕の時期を迎え、他施設機能の複合化先として、継続を基本とします。また、車庫棟の一部については、十四山地区の消防団の分団車庫への転用を検討していきます。</li> <li>・鍋田支所の機能は、他施設へ統合し、既存の建物は解体を基本とします。また、併設されている適応指導支援室*「アクティブ」は、新築等を検討し、機能は継続します。</li> </ul>
-------	--

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	経過年数(年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
弥富市役所	14,616	2019	0	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	→
十四山支所 (十四山支所車庫)	4,042	1989	30	(継続)	→	→	→
				◎修繕	→	○修繕	→
				複合化	→	→	→
鍋田支所 (適応指導支援室*アクティブ)	394	1966	53	◎修繕	→	○修繕	→
				統合	→	→	→
				解体			
				(継続)	→	→	→
				新築	→	○修繕	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

### 3-10 行政系施設（消防施設、その他行政系施設）

#### (1) 対象施設

消防施設	分団格納庫（第2分団）、分団格納庫（第4分団）、分団格納庫（第6分団）、分団車庫（旧第13分団）、分団車庫（旧第14分団）、分団車庫（旧第15分団）、分団車庫（旧第16分団）、分団車庫（旧第17分団）、分団車庫（旧第18分団）、分団車庫（旧第19分団）、分団車庫（旧第20分団）（全11施設）
その他行政系施設	南部地区防災センター、防災倉庫、三稲水防倉庫（全3施設）

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>分団格納庫（第2分団）、分団格納庫（第4分団）、分団格納庫（第6分団）は、いずれも建設後10年以内の比較的新しい施設です。</li> <li>分団車庫（旧第13分団）、分団車庫（旧第14分団）、分団車庫（旧第15分団）、分団車庫（旧第16分団）、分団車庫（旧第17分団）、分団車庫（旧第18分団）、分団車庫（旧第19分団）、分団車庫（旧第20分団）は、いずれも建設後40年程度が経過し、老朽化が進行しています。</li> <li>南部地区防災センターは、建設後5年程度の比較的新しい施設です。</li> <li>防災倉庫は、建設後20年以上が経過しています。</li> <li>三稲水防倉庫は、県から移管された施設であり、経過年数は不明ですが、老朽化が進んでいます。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>分団格納庫（第2分団）、分団格納庫（第4分団）、分団格納庫（第6分団）、分団車庫（旧第13分団）、分団車庫（旧第16分団）、分団車庫（旧第17分団）、分団車庫（旧第19分団）は、消防団の分団車庫として利用しています。</li> <li>分団車庫（旧第14分団）、分団車庫（旧第15分団）、分団車庫（旧第18分団）、分団車庫（旧第20分団）は、分団編成の統廃合により消防団は利用していません。</li> <li>南部地区防災センターは、備蓄品及び貸館として常時は利用しており、災害時は物資拠点として利用します。</li> <li>防災倉庫は、災害時における機材の保管庫として利用しています。</li> <li>三稲水防倉庫は、老朽化により使用していません。</li> </ul>

#### (3) 再配置方針

再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>十四山地区以外の継続する分団格納庫については、Ⅱ期に予防保全修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>十四山地区の分団編成の統合により消防団が利用していない分団車庫については、地域への譲渡を協議し、不要な場合は解体を基本とします。利用している分団車庫については、十四山支所の車庫へ複合化を検討し、既存の建物は解体又は譲渡を基本とします。</li> <li>南部地区防災センターは、Ⅱ期に予防保全修繕、Ⅳ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>防災倉庫は、Ⅱ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。</li> <li>三稲水防倉庫は、実質的に水防倉庫として使用されていないため、機能を廃止し、建物は解体を基本とします。</li> </ul>
-------	--

### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
分団格納庫（第2分団）	120	2010	9	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
分団格納庫（第4分団）	51	2014	5	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
分団格納庫（第6分団）	98	2016	3	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	→
分団車庫（旧第13分団）	20	1984	35	複合化	→	→	→
				解体			
分団車庫（旧第14分団）	20	1982	37	譲渡 解体			
分団車庫（旧第15分団）	20	1981	38	譲渡 解体			
分団車庫（旧第16分団）	20	1983	36	複合化	→	→	→
				解体			
分団車庫（旧第17分団）	20	1982	37	複合化	→	→	→
				解体			
分団車庫（旧第18分団）	20	1986	33	譲渡 解体			
分団車庫（旧第19分団）	20	1981	38	複合化	→	→	→
				解体			
分団車庫（旧第20分団）	20	1976	43	譲渡 解体			
南部地区防災センター	1,049	2013	6	(継続)	→	→	→
				→	○修繕	→	◎修繕
防災倉庫	100	1997	22	(継続)	→	→	→
				→	◎修繕	→	→
三稲水防倉庫	21	不明	不明	廃止			
				解体			

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

#### (4) 再配置の実現に向けた留意事項

##### ■ 災害発生時等の情報伝達手段について

- ・災害発生時には、各地区の被災状況を把握することが重要となりますが、十四山地区では分団車庫を統合することで、統合前の車庫や車両に装備された無線設備が地区から無くなることになるため、情報伝達手段を別途検討する必要があります。

### 3-11 処理施設

#### (1) 対象施設

処理施設	一般廃棄物最終処分場 (全1施設)
------	-------------------

#### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	・一般廃棄物最終処分場は、建設後20年程度が経過しています。
利用状況	・一般廃棄物最終処分場は、廃棄物埋立てに伴う、地下水や周辺水域への影響測定を行う施設として利用されています。

#### (3) 再配置方針

再配置方針	・一般廃棄物最終処分場は、Ⅰ期に予防保全修繕、Ⅲ期に大規模修繕の時期を迎え、継続を基本とします。
-------	--

#### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
一般廃棄物最終処分場	544	2001	18	(継続)	→	→	→
				○修繕	→	◎修繕	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

## 3-12 その他施設

### (1) 対象施設

その他 施設	旧十四山産業会館（倉庫）、市営火葬場（全2施設）
-----------	--------------------------

### (2) 建物状況、利用状況

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧十四山産業会館（倉庫）については、会館の建物は解体済みで、現在は倉庫と車庫が残っており、陶芸教室と保管倉庫として使用しています。</li> <li>市営火葬場は、建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧十四山産業会館（倉庫）は、陶芸教室として年間400人程度の利用者があります。</li> <li>市営火葬場は、年間700件程度の利用があります。</li> </ul>

### (3) 再配置方針

再配置 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧十四山産業会館（倉庫）は、陶芸用の窯を他施設に統合することで機能を廃止し、建物は解体を基本とします。</li> <li>市営火葬場は、建替えが予定されており、引き続き機能は継続していきます。</li> </ul>
-----------	--

### 【再配置方針と実施時期の目安】

施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建設年度	経過年数 (年)	再配置方針 (上段：機能、下段：建物)			
				I期	II期	III期	IV期
旧十四山産業会館（倉庫）	227	1973	46	廃止			
				解体			
市営火葬場	412	1975	44	(継続)	→	→	→
				建替	→	○修繕	→

◎修繕：大規模修繕…40年間隔、○修繕：予防保全修繕…20年間隔

## 4 より魅力のある再配置の実現に向けて（モデルケース）

### 4-1 学校を中心とした複合化事業の検討

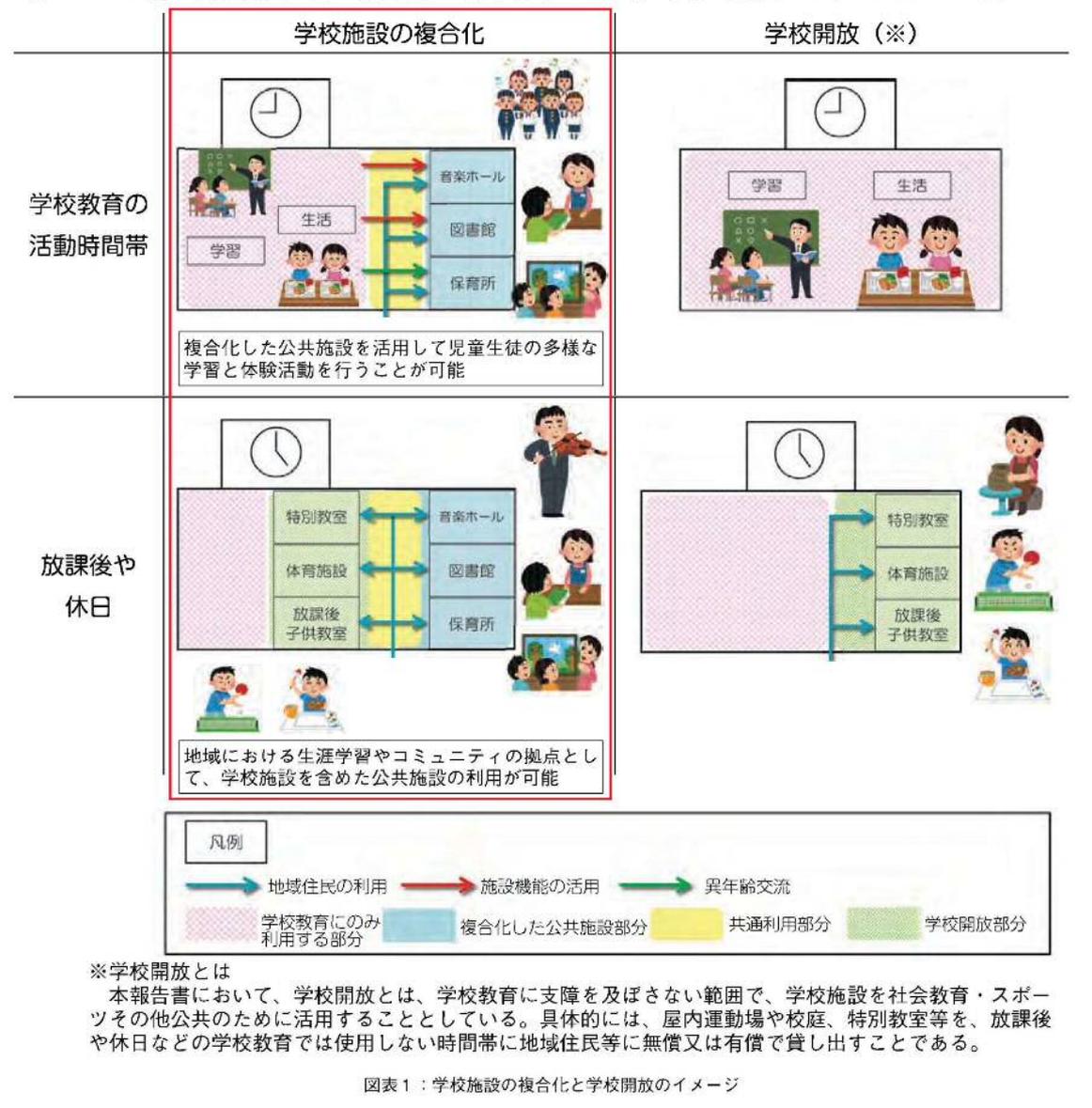
#### (1) 複合化を検討する背景

これまで、学校施設は体育館や運動場を中心に、学校教育に支障のない範囲内において市民のコミュニティ活動の場として開放されてきた実情があります。

一方で、少子化に伴い学級数が減少傾向にある学校では、空き教室（余裕教室\*）が増加しており、公共施設マネジメントの推進が求められる背景から、全国的にも学校施設と他の公共建築物を複合化する事例が多くなっています。

#### （学校施設の複合化とは）

本報告書において、学校施設の複合化とは、学校施設と他の公共施設等を、相互に機能的連携を保ちつつ、同一建物内又は同一敷地内に平面的又は立体的に共存・融合させることとしている。

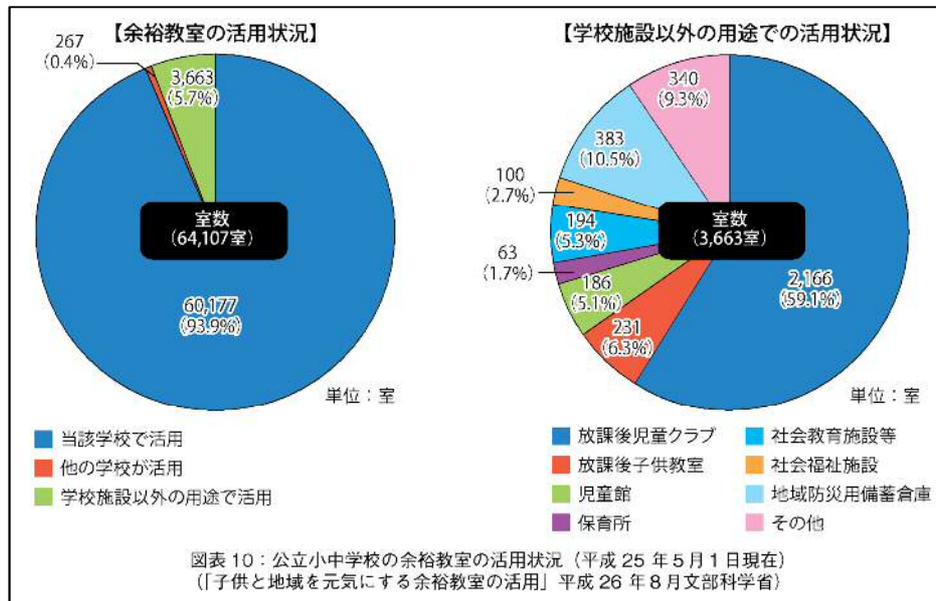


図表1：学校施設の複合化と学校開放のイメージ

出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月）  
学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

近隣の市町村においても、学校内に児童クラブを設置している事例は多数あり、全国的には市民体育館や図書館、公民館、保育所、市民プールなどを学校施設に複合化する事例が見られます。

弥富市においては、十四山体育館や十四山公民館の講堂などは学校と複合化された施設と言えます。



出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月）  
 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

・学校施設と複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設			社会体育施設		社会福祉施設						文教施設・社会福祉施設以外の施設						計	
	図書館	公民館等 ※1	博物館等 ※2	プール	体育館等 ※3	放課後 児童 クラブ	保育所	児童館等 ※4	特別養護 老人ホーム	老人デイ サービス センター等※5	障がい者 支援施設 等※6	その他の 社会福祉 施設	病院・ 診療所	行政機関	給食共同 調理場	地域防災 用備蓄 倉庫	民間施設		その他
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11	3	32	99	4,036	5	16	11,553
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3	2	17	54	1,517	1	16	1,841
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14	5	49	153	5,553	6	32	13,394

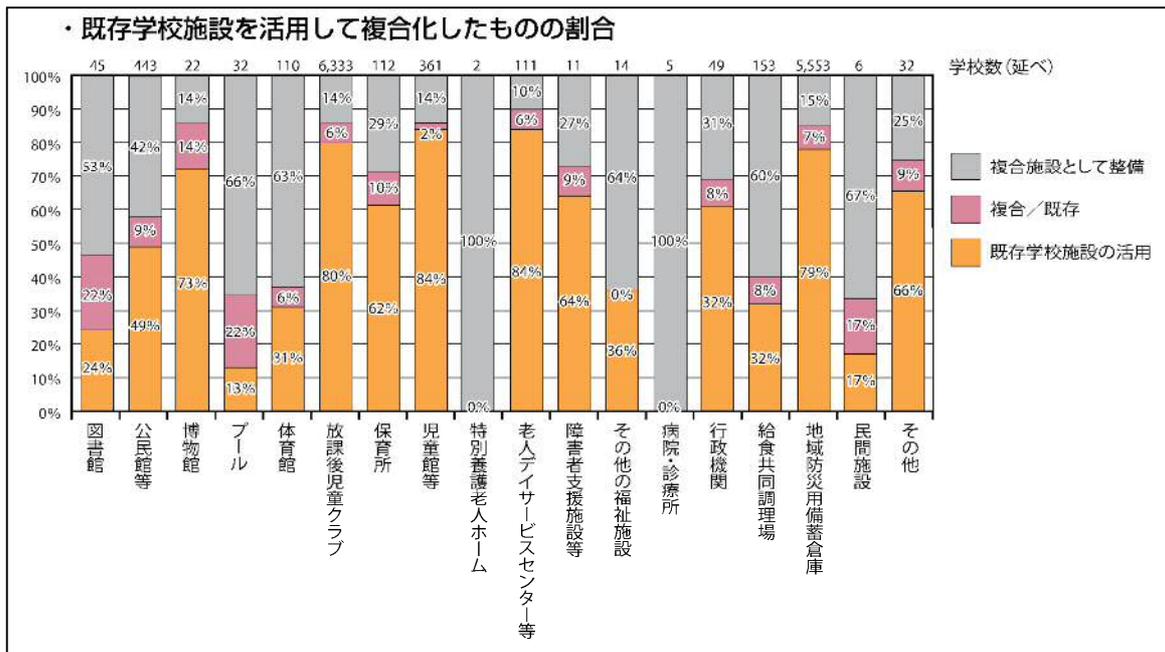
・上記表のうち既存学校施設を活用して複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設			社会体育施設		社会福祉施設						文教施設・社会福祉施設以外の施設						計	
	図書館	公民館等 ※1	博物館等 ※2	プール	体育館等 ※3	放課後 児童 クラブ	保育所	児童館等 ※4	特別養護 老人ホーム	老人デイ サービス センター等※5	障がい者 支援施設 等※6	その他の 社会福祉 施設	病院・ 診療所	行政機関	給食共同 調理場	地域防災 用備蓄 倉庫	民間施設		その他
小学校	11	203	13	2	15	5,076	65	299	0	83	6	2	0	20	34	3,171	1	8	9,009
中学校	0	17	3	3	21	23	8	4	0	10	1	3	0	11	15	1,261	0	14	1,394
計	11	220	16	5	36	5,099	73	303	0	93	7	5	0	31	49	4,432	1	22	10,403

※1：公民館、集会所、コミュニティ施設等 ※2：博物館、文化施設等 ※3：体育館、武道館等 ※4：児童館、児童発達支援センター等

※5：老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等 ※6：地域活動支援センター、身体障がい者福祉センター等

出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月）  
 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議



出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月）  
 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

こうした背景を踏まえ、地域の実情に応じて学校施設と他の公共建築物等とを複合化する場合には、学校施設の役割を念頭に、児童生徒の学習環境の向上に資することはもとより、地域コミュニティの強化にもつながるものとなるように計画することが重要です。また、建築基準法及び都市計画法等の法的な制限について検討する必要があります。

## (2) 複合化の効果と課題

### <効果>

#### ①施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化

複合化により、単独の学校として整備するよりも施設機能の高機能化・多機能化を図ることができ、児童生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するとともに、公共建築物を有効的に活用することができます。

#### ②児童生徒と施設利用者との交流

学校施設と他の公共建築物等が併設されているという特徴を活かし、交流の機会を設けたり、日常的に互いの施設での活動等を目にしたりすることで、児童生徒と地域住民などの施設利用者との交流を深めることができます。

#### ③地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成

学校施設と社会教育施設等との複合施設では、児童生徒の学びの場としてだけでなく、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成にも寄与することができます。

#### ④専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営への支援

様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校の教育活動や課外活動などに専門性のある人材を活用したり、地域住民の協力を促したりすることで、児童生徒により高度な専門知識に触れる機会を創出したり、学校運営への支援が行われたりすることが期待できます。

#### ⑤効果的・効率的な施設整備

学校施設や公共建築物等をそれぞれ単体で整備するよりも、複数の公共建築物等を複合施設として一体的に整備したり、既存学校施設を活用したりすることにより、市全体の整備費用の削減や支出の平準化\*を図ることができます。



陶芸教室で交流する児童と地域住民  
(いろは遊学館提供)



中学校の体育祭に保育園児も参加  
(世田谷区教育委員会提供)



老人デイサービスセンターで交流する  
児童と高齢者 (宇治市教育委員会提供)

## <課題>

### ① 地方公共団体内の部局間の連携、教職員や地域住民との合意形成

学校施設と他の公共建築物等との複合化に当たっては、地方公共団体内において複数の公共建築物等関係部局が連携し、市内の公共建築物の整備計画や、複合化する各施設の計画、管理・運営の方法等について検討することが必要となります。また、教職員や各施設の関係者はもとより、利用者となる地域住民が、問題意識を持って、自ら主体的に考えてアイデアを出すことで合意形成に至るように進めることが重要です。

### ② 施設計画上の工夫

学校施設の複合化に当たっては、地域の実情に応じ、以下に示すことなどを総合的に判断し計画することが求められます。

#### ・安全性の確保

学校施設を含めた複合施設においては、児童生徒や学校関係者だけでなく、不特定多数の地域住民が利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするとともに、地域住民も安心して利用できるように、ハード・ソフトの両面から安全性を確保するための対応策を検討することが必要です。

#### ・互いの施設の活動への支障の緩和

学校施設と他の公共建築物等が併設していることで、児童生徒と他の施設利用者との動線の交錯や、互いの音などにより、学校の教育活動や他の公共建築物等の活動に支障を及ぼす可能性があることから、各施設の配置や動線、防音性の確保といった施設計画上の対策を図るとともに、互いの施設における利用方法や利用時間等のルールや活動内容について情報を共有して、その対応について検討することが必要です。

#### ・施設の管理区分や会計区分の検討

学校施設を含めた複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、学校施設と他の公共建築物等の専用部分と共同利用部分の管理区分や、施設利用料や光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討することが必要です。



### (3) 安全性の確保のための留意事項

#### (事故防止)

複合施設においては、共同利用部分はもちろん、専用部分についても相互利用により児童生徒、地域住民等の多様な人々が利用することとなるため、建物の各部の設計に当たっては、細部に至るまで、事故の発生の防止等、その利用形態に対応した安全性を確保することが重要です。

#### <具体例>

- ・車の出入りが多い場合、児童生徒と車が接触しないように、人と車の敷地内への出入口を離して設けたり、動線が重ならないように計画する。
- ・老人デイサービスセンターのような、車での送迎がある施設は、利用者の送迎時間と児童生徒の登下校時間をずらすように調整する。
- ・建物内での児童生徒と地域住民の動線が交わる場合には、衝突事故防止のための標識を設ける。

#### (防犯機能の確保)

複合化する学校施設と他の公共建築物等とは、利用者、利用方法、利用時間帯等の利用形態がそれぞれ異なることから、防犯上の様々な配慮が必要とされます。特に、外部からの来訪者を確認できるよう、敷地内や建物内、外部からの見通しを確保し、死角となる場所がなくなるよう視認性を確保するとともに、敷地や建物など、どの範囲をどう守るのかという領域性に留意した施設計画とすることが重要です。

#### <具体例>

- ・施設の出入口の周辺に受付やモニターテレビ等を設け外来者等の出入りが把握できるようにする。
- ・機械設備による防犯システムを導入し、窓等の状態監視・施錠管理等を適切に行う。
- ・エレベータの扉にガラス窓を設け密閉性を排除する。

#### (防災機能の確保)

複合施設は、児童生徒、地域住民等による多様な利用に供するだけでなく、まとまった敷地と多人数を収容できる建物空間を持つ等の理由により、地域の避難所としての役割を担うことが多くなります。このため、地震、火災、風水害等の災害に対して十分な安全性を確保できるよう設計することが重要です。

#### <具体例>

- ・防災監視システムの導入等を検討する。
- ・家具等の転倒防止や非構造部材\*の耐震対策による落下物を防止する。

#### (総合的な防犯・防災対策の確立)

複合施設は、施設ごとに設置目的や利用者、利用方法、利用時間帯等の利用形態が異なるため、複合施設全体の防犯体制の確立、地震、火災その他の災害時の対応などに総合的な観点から一層配慮することが必要です。具体的には、各施設からの避難のための動線の明示、また、複合施設全体としての災害時の避難計画その他の防災計画の策定や共同防災訓練の実施等が重要です。

## 4-2 保育所の民営化による再配置事業の検討

### (1) 民営化の定義

保育所の「民営化」とは、今まで公立（市立）で行っていたものを民間事業者が行うことを言い、そのパターンにはいくつかの方法がありますが、大きく分けると「委託」と「移管」の2種類に分けられます。

本計画において、「民営化」という場合には「移管」による民営化という意味で使用します。（イメージは次頁の表の通りです）

#### ①委託

委託とは、保育所は公立のまま、保育業務を民間事業者に委託して行わせることを言います。この委託には、さらに次の2種類の委託方法があり、これにより制度が異なります。

##### ①-1 業務委託型（保育業務委託）

保育業務の一部分のみを民間事業者に委託して行わせるものであり、市が作成する保育業務（保育・給食など）に関する仕様書に基づいて事業者が保育事業を実施していくものです。また、施設の管理は、市が引き続き責任を持って行います。

##### ①-2 指定管理者型（保育業務委託+施設管理委託）

保育業務全般と施設管理業務の全般を民間事業者に委託する制度であり、2003年に地方自治法が改正されたことに伴い導入された制度です。

指定管理者制度\*では、業務を請け負う民間事業者の創意工夫を活かした事業展開を図るため、保育方針や保育内容については市の方針のもとに協議・指導を行い、民間事業者が事業設計をして実施することになります。施設の管理も、指定管理者の責任で行います。業務委託に比べると、事業者に一定の権限が付与されることにはなりますが、保育の実施決定や保育料の決定などは市の権限で、市が実施します。

ただし、指定管理者制度\*による場合は、事業者は条例で定める指定期間内の事業実施となりますので、指定期間経過後は、改めて事業者の指定に必要な手続（市議会の議決等）を行う必要があります。

#### ②移管（譲渡）

対象となる公立保育所を廃止するとともに、民間事業者が新たに私立保育所（認可保育所）を設置することにより、保育事業を引き継いでいくことをいいます。これにより、移管後は、公立保育所ではなくなり、私立保育所として運営されていくこととなります。

移管後は、市と民間事業者の間で締結する移管協定等に基づき、旧公立保育所で行っていた保育サービスの水準を確保しつつ運営を行っていきます。

ただし、市としての関与が全く無くなるわけではなく、引き続き認可保育所として、適切な支援・指導・監督を行っていきます。

<委託と移管の主な違い>

方式	委託		移管(譲渡)
	業務委託	指定管理者	
民営化後の保育所 (認可保育所)	公立(市立)	公立(市立)	私立
運営主体	市	指定管理者 (注1)	民間事業者
保育所名	これまで通り	これまで通り	事業者が決定できる
職員	入れ替わり	入れ替わり	入れ替わり
	(一部又は全部)	(全部)(注2)	(全部)(注2)
施設管理者	市	事業者	事業者
土地・建物・備品	市所有	基本的に市所有 (注3)	事業者に貸与又は譲渡
保育内容	市の定めるとおり	拡充の余地あり	拡充の余地あり
保育所の入所決定	市	市	市
保育料の決定	市	市	市

(注1) 指定管理者は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、議会の議決を経て市に指定された事業者であり、定められた期間内は保育所の運営・管理を任せられます。

(注2) 職員の入れ替わりについては、短期雇用職員等が雇用期間終了後、事業者採用される場合もあります。

(注3) 備品については、市との協定等により事業者が独自に設置・使用することも可能です。

**【主な相違点】**

- 移管の場合は、完全な民間保育所となり、保育所運営費を民間が負担します。運営費は、保育料(基準額)を差し引いた残額に対し国が1/2、県が1/4負担することになりますが、その分地方交付税\*も減額されます。
- 委託の場合は、一般財源で直営だったものが、受託者(指定管理者を含む。)に委託料を支払って運営委託することになります。委託料は運営費に相当し、国・県の公費負担は無く、全額市負担となるが地方交付税\*の措置はあります。直営よりは人件費が安い、メリットがあるとして実施している自治体もあります。
- 移管の場合は、法人が保育所を廃止しない限り保育所は存続しますが、委託の場合は期間に制限を設け、その都度受託者を公募により決定します。
- 委託の場合は、土地・建物とも市所有のままのため、修繕等維持経費は市が負担します。

## (2) 在所児及びその保護者への配慮

3歳児クラス以上の在所児が卒園まで引き続いて同じ公立保育所で保育を受けられるよう、対象公立保育所の公表から民営化等の施行まで一定の期間を設ける必要があります。

0～2歳の在所児については、特に公立保育所が廃止された後の転所先要望について、保護者の意向を最大限尊重して対応していく必要があります。

また、対象公立保育所の在所児やその保護者が不安を抱くことのないように、保育士の入れ替えを順次実施することやスケジュール及び詳細について説明会を開催する等により保護者に丁寧に説明し、不安や疑問の解消に努めていく必要があります。

	4年前～3年前	2年前	1年前	目標年度
民営化 (建物譲渡)	○対象園公表 ○保護者説明 (以後随時)	○法人募集・決定	○引継保育	●民営化 (譲渡)

## (3) 教育・保育サービスの向上

### ① 人材や施設の活用

民営化や統廃合の対象となる保育所の保育士等の人材については、公立保育所全体での正規職員の比率を高めることなどを通じて、幼児期の保育や子育て支援サービスのさらなる充実のために活躍していただくことが想定されます。

### ② 民営化に伴うサービスの向上

認可保育所として民営化するため、職員配置や面積に関する基準の適用はもちろんのこと、民営化を契機に、教育ニーズにも応える認定こども園化\*や、地域のニーズに応じて休日・夜間保育の実施や開園時間の延長が実施されるなど、それまでの公立保育所よりも多様なサービスが提供されることも期待できます。

保護者にとっては、これまでの公立保育所が大多数を占めていた状況から、特色ある私立保育所や認定こども園が増えることで、選択の幅が広がることが期待されます。

### 4-3 既存公共建築物の複合化による魅力向上の検討

限られた財源の中で、公共建築物の再配置を進めていく上では、縮減目標を達成するために公共建築物の統廃合と合わせて、既存施設を複合化し、魅力の向上を図ることで、市民サービスの充実を図っていく必要があります。

特に、これまで単一の目的で建てられてきた施設を多機能化し、様々な用途に活用することで、新たな価値を創出していくことが求められます。ここでは、福祉施設、歴史文化施設、コミュニティ施設について、事例を交え、検討していきます。

#### (1) 福祉施設の多機能化

本市の総合福祉センターの設置目的は、老人、身体障がい者等に対して各種の福祉サービスを提供し、市民の福祉の増進を図るためとされています。既存の総合福祉センターは、老人福祉センター、デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、障害者生きがいセンターの機能を有していますが、利用者は基本的に60歳以上の高齢者か身体障がい者に限定されています。

特に、老人福祉センターとしての機能は、浴室、カラオケなどの各種サービスや集会室、会議室などの貸館、多目的広場を有しています。この部分については、施設の利用者を限定せず、多機能化を考えた場合、立地状況から一般市民の健康増進目的での利用が想定されます。また、介護予防の観点から健康増進事業\*の充実を図ることが期待されます。

対象施設	多機能化のイメージ
総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室、浴室、設備等の多世代利用</li> <li>・健康維持や機能回復に関する相談窓口の開設</li> </ul>
十四山総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する三ツ又池公園との連携強化（健康増進利用）</li> <li>・会議室、浴室、設備等の多世代利用</li> <li>・健康維持や機能回復に関する相談窓口の開設</li> </ul>
いこいの里	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する八穂グラウンドとの連携強化</li> <li>・浴室の市外利用者への開放（有料化）</li> </ul>

#### 【健康増進を目的とした多機能化のイメージ】

##### 千葉県市原市：老人福祉センターの用途転用

市原市の老人福祉センターは、これまで娯楽や慰労の目的で利用されていましたが、高齢化の進展に伴う介護予防のニーズに応えるため、用途転用を行い、健康増進事業\*の一環として、健康維持や機能回復に関する相談窓口が設置されました。



## 【公民連携による魅力向上の事例】

### 愛知県名古屋市：都市公園における民間活力\*の導入（名城公園トナリノ）

#### <概要>

名古屋市名城公園は、花やスポーツを主体とした特色ある公園として整備されており、主な施設として名城公園フラワープラザ、野球場、ジョギングコース、サイクリングコースなどがあり、多くの市民に利用されています。

公園のさらなる機能増進や市民サービス、利用者の快適性・満足度の向上を図るため、公園北側の管理事務所跡地の利活用を目的に、公募によるカフェやスポーツ施設等の民間施設が整備されました。

#### <公募から開業に至るまで>

事業スキーム\*としては、都市公園法第5条における設置許可に基づき公園施設を整備されました。

工事については、収益施設（カフェ・スポーツ施設等）と公的施設（エントランス部分）の工事を一体的に施工し、公的施設部分は整備完了後、市が費用負担して取得（上限額2,150万円）されました。

また、管理運営については、事業者による収益施設の所得、維持管理及び運営を行い、対象区域内は除草清掃等も含め事業者による一体管理を基本とされました。

その後、市と事業者による開業に向けた綿密な調整が行われ、平成29年4月に「トナリノ」として開業されました。

#### <民間活力\*導入による効果>

市の設置許可使用料の収入は年間約800万円であり、これは公園の維持管理費用に充当されています。

「トナリノ」は、開業後半年で入館者数29万人となり、利用者アンケート調査でも、総合的な満足度として7割の方が「満足」と評価しており、市民の方の新たな話題のスポットとなっています。

また、事業者としては、本事業を契機に都市公園における収益施設整備および運営といった新規事業に取り組んでおり、他の公園におけるビジネス機会に生かされています。

#### <テナント等>

- ・スターバックスコーヒー（カフェ）
- ・ガープ カステッロ（イタリアンレストラン）
- ・ローソン（コンビニエンスストア）
- ・ニシオスポーツ（スポーツ用品店）
- ・ディーン&デルーカ カフェ（カフェ）
- ・北園駐車場（駐車場）
- ・さら名城（ランナー・サイクリストサポート施設）

#### <公園全体図>



## (2) 歴史文化施設の観光拠点化

歴史民俗資料館は、郷土の歴史、民俗、産業、自然などを紹介する施設で、金魚の水槽があり、金魚養殖の歴史を実際に使われていた道具や映像などを見ながら楽しく学んだり、全国的に有名な白文鳥に関して昔の飼育道具や映像を見て、弥富文鳥の歴史や文化を学んだりすることができます。その他にも、水郷地帯特有の農具や漁具、海苔の生産用具など地域の特色を生かした展示を行っています。

一方で、来館者数は年間7,000人弱とそれほど多くなく、設置目的が異なることもあり、観光面や集客という観点では特色を打ち出せていないのが現状です。市内に、観光客誘致や交流人口の増加を目的とした施設が無いこともあり、図書館棟1階への移転に伴い、歴史民俗資料館に観光拠点としての機能を併せ持つ多機能化を進めることが期待されています。

対象施設	多機能化のイメージ
歴史民俗資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光案内所の設置</li> <li>・ 地場産品、お土産等を扱うアンテナショップの設置</li> <li>・ 農産物等の産直市の開催（イベント）</li> </ul>

### 【にぎわいのある観光拠点の設置を目的とした多機能化のイメージ】

#### 山形県東根市：美術館と図書館の複合化による にぎわいの創出（東根市公益文化施設 まなびあテラス）



##### <概要>

市の規模にあった図書館の整備と芸術文化振興のための新たな専門施設の整備のため、平成28年に図書館・美術館（市民ギャラリー）・市民活動支援センターからなる複合施設「東根市公益文化施設 まなびあテラス」が設置されました。

##### <手法>

民間資金を活用したPFI\*方式により、設計・建設・運営・維持管理を一括発注されています。また、設計段階から運営事業者・維持管理事業が参画することにより、効果的・効率的な運営や維持管理を考慮した施設づくりがなされています。

##### <にぎわいの創出>

まちづくりの拠点として、マルシェ\*など多様なイベントが実施されているほか、魅力あるカフェにより、人と人との交流拠点が創出されています。



▲事業者の独立採算で運営されるカフェ

▼マルシェ\*の開催



##### <複合化による効果>

『集い、学び、創造する 情報と芸術文化の交流拠点』を基本理念に、各機能が独立しながらも、互いに融合し相乗効果を発揮する事で、東根市民が気軽に訪れ楽しみながら知的好奇心が刺激される施設となり、香り高い文化のまちづくりに貢献されています。

### (3) コミュニティ施設の活性化

コミュニティセンターは、市民の連帯意識及び生活の向上を図るため、地域住民の親睦及び集団活動の場とすることを目的として設置されています。機能としては、会議室等の貸館、スポーツ利用も可能な多目的ホール、グラウンドを有しています。

近年、コミュニティ推進協議会やNPO\*等の市民活動団体を中心とした市民協働による様々な活動が活発化してきており、コミュニティセンターは、これらの活動の拠点として、これまで以上に利用が活性化されることが期待されます。

市民協働を進めるためには、仲介役としての中間支援拠点（ボランティアセンター、市民活動センター等）が重要な役割を担っています。中間支援拠点は、市民活動の場の提供だけでなく、市民活動に関する情報提供や相談、市民活動団体同士のネットワークづくりなど市民活動支援のための様々な機能を有するほか、市民協働のためのコーディネーター役としての役割を担うものと期待されています。

対象施設	多機能化のイメージ
南部コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターの設置（貸室等の共通化）</li> <li>・子育て支援拠点の設置</li> <li>・農業者支援拠点の設置（農村環境改善センターの機能補完）</li> <li>・自習室、談話スペースなど若年層の利用を促す新たな機能</li> </ul>
白鳥コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターの設置（貸室等の共通化）</li> <li>・子育て支援拠点の設置</li> <li>・農業者支援拠点の設置（農村多目的センターの機能補完）</li> <li>・自習室、談話スペースなど若年層の利用を促す新たな機能</li> </ul>

#### ■中間支援拠点（ボランティアセンター、市民活動センター等）の役割

役割	主な事業内容
活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の会議など活動場所の提供</li> <li>・コピー機、印刷機などの設備の提供</li> </ul>
情報収集、提供・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書や資料の収集及び閲覧や貸出し</li> <li>・市民活動団体への助成金情報等の収集・提供</li> <li>・インターネットによる情報提供・発信</li> <li>・情報紙や機関紙の発行</li> <li>・団体情報や活動情報の収集、提供</li> </ul>
意識啓発・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントやシンポジウム等の開催</li> <li>・市民活動の各種研修・講座の開催</li> </ul>
人材の紹介、派遣、交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材情報のデータベース化</li> <li>・人材の派遣、交流等の仲介</li> </ul>
相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の運営等に関する相談・助言</li> <li>・市民活動参加希望者の相談・助言</li> </ul>
コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、企業、大学等とのコーディネート</li> <li>・NPO*・ボランティア同士のネットワークづくり</li> <li>・他の中間支援拠点との連携</li> </ul>

## 【市民活動の支援拠点の設置を目的とした多機能化のイメージ】

### 北海道苫前郡苫前町：公民館機能の集約によるコミュニティ拠点の創出（苫前町公民館）

#### <概要>

苫前町では小集落が分散しており、町内の公民館分館では施設規模等において思うような活動ができないことから、各地区の住民が集うコミュニティの拠点づくりを目的に、公民館・農村活動センター・図書館・古丹別支所による複合施設を整備し、公民館機能を集約させました。

#### <複合化・集約化による効果>

市街地のほぼ中央に位置しており、周辺には医療機関やバスターミナル、農業協同組合や商工会が隣接していることから、利便性の高い環境となっています。

また、公民館機能と支所機能の一元化により、地域住民のより活発な施設活用や情報提供の円滑化が進み、公民館活動の充実や住民サービスの向上が図られています。

#### <地域活動の実施>

町民やサークル、農業団体等の研修や趣味、教養交流等の場として活用されています。

#### 樹脂粘土サークル活動



#### 陶芸体験



#### 農村のお母さんが講師となった大福づくり講座



## 【多世代交流の活性化を目的とした多機能化のイメージ】

### <既存施設を利用した多世代交流イベントの事例>

#### ①東京都品川区

大崎ゆうゆうプラザ（品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設）にて、長寿のお祝いのために訪問した地域の保育園児と利用者とのほうれん草の種まきが行われました。



#### ②新潟市西蒲区

社会福祉協議会で実施している「ふれあいきいきサロン」活動の一環で、地域の高齢者から子どもたちへ昔の話や遊びを伝えるイベントが開催されました。



⇒公共建築物を多機能化することで、子どもから高齢者まで身近に利用できる場を提供することが可能になるため、日常的な多世代間の交流が生まれることが期待されます。

#### 4-4 統廃合後の建物活用・跡地利用

近年は、設置当初の目的・役割を終えた公共施設や廃校を有効活用する事例が全国的に増加しています。本市においても、公共建築物の再配置を実施したことにより生じる既存の建物や建物解体後の跡地をまちづくりに活用するためには、行財政とまちづくりの双方の視点が必要であり、検討初期段階から各部門が連携して進めていく必要があります。また、住民との合意形成を進めるには、検討の初期段階からコミュニケーションを図り、「まちの課題や方向性」について住民の理解を得ながら進めることが望ましいと考えています。

建物や跡地の有効活用を検討するにあたっては、検討の初期段階で民間事業者にヒアリングを行うことで、事業の評価基準にまちづくりの要素を入れるなど民間と連携して進める必要があります。また、更新費用は非常に高額であるため、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用するPPP\*/PFI\*の活用、導入について検討します。

一方で、用途廃止した建物を、まだ使えるからという理由で、市で所有し続けることは、財政負担にとってはマイナス効果となります。よって、公共施設として活用する場合は、必要な規模に減築する必要があります。また、民間活用を行う場合には、適切に所有権移転を行うことを推進します。



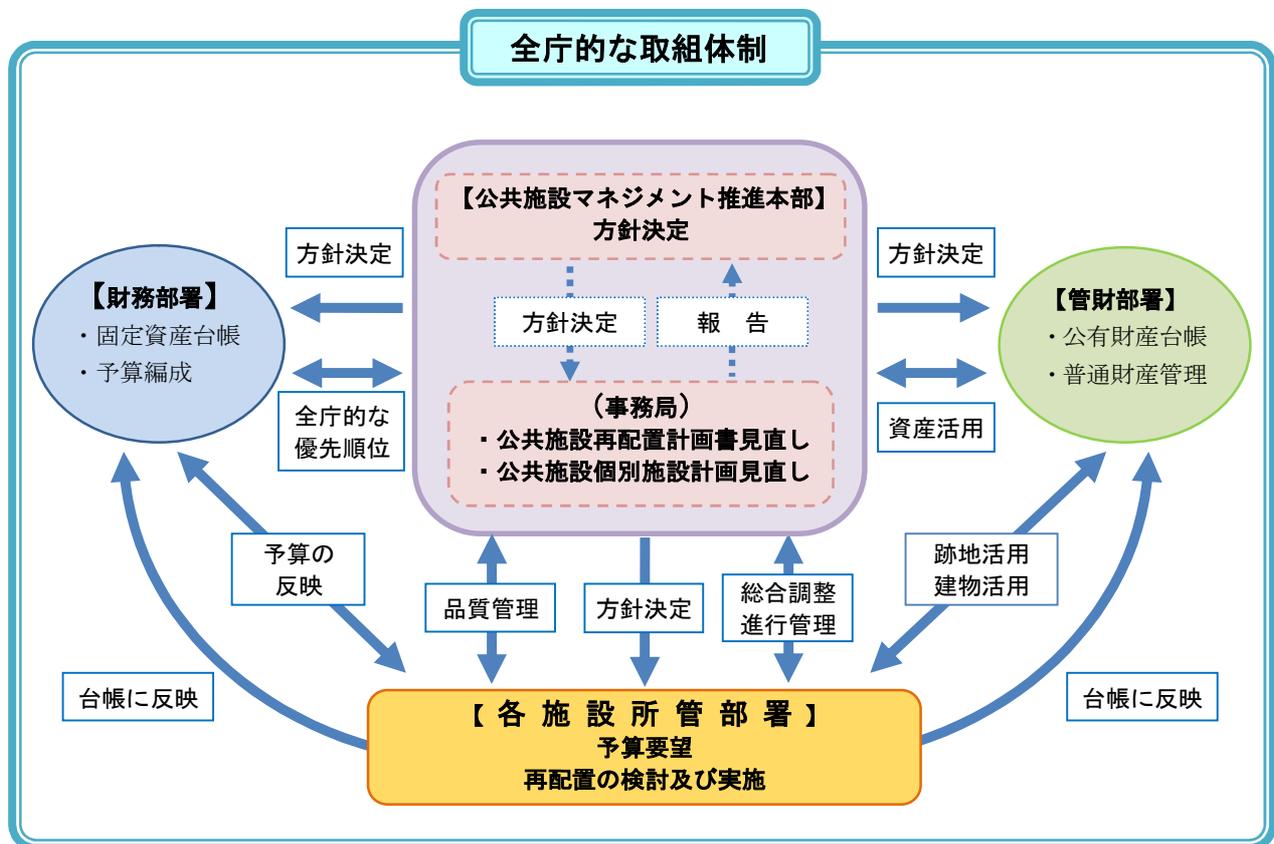
【PFI\*手法による地域交流施設の整備事例】

## 5 公共施設再配置の確実な推進

### 5-1 全庁的な取組体制の構築

公共施設再配置を確実に推進していくためには、各施設所管部署の考え方だけでなく、全庁的な取組体制を構築し、一丸となって推進する体制が必要です。その中でも、従来の各施設所管部署での施設管理及び運営等に加え、公共施設マネジメント推進本部を中心に関係部署等との連携体制を構築するとともに、事業の優先度判定及び計画の進行管理及び目標の見直し等を行っていくことが非常に重要となります。

また、公共施設マネジメント推進本部の事務局には、専門知識を有する職員を配属し、「公共施設個別施設計画」に関わる工事等について、各施設所管部署との連携及び品質管理のサポートをし、公共施設再配置を推進していきます。



### 5-2 計画の推進体制（PDCAサイクル）

本計画は、36年間という長期の計画であり、社会情勢や劣化状況・利用状況・財務状況等が大きく変化することが予想されるため、PDCAサイクルにより、5年ごとを目途に計画の見直し及び内容の充実を図っていきます。



### 5-3 効果の検証

本計画で示した今後36年の各施設の取組及び検討内容を全て実施したと仮定した場合の試算結果では、施設保有量は21.9% (34,860.13m<sup>2</sup>) 減少することが試算され、財政負担の軽減に対して一定程度の効果が確認されました。しかしながら、縮減目標には達しておらず、不足分を補うためには、改修・更新にかかるコストの見直し、建替え時の規模縮小、包括業務委託\*の導入など更なる維持管理コスト縮減の取組が必要となります。

併せて、修繕や建替えの財源を計画的に確保するために、公共施設整備基金等に積み立てる仕組みを構築する必要があります。

今後、本計画の見直し及び内容の充実を図る際には、効果の検証も併せて実施し、公共施設再配置を確実に推進していきます。

## 資料編

- 弥富市公共施設マネジメント推進委員会
- 市民ワークショップ
- 用語集

## 1 弥富市公共施設マネジメント推進委員会要綱

(設置)

第1条 弥富市の公共施設マネジメントを円滑に推進するため、弥富市公共施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設の管理の最適化その他マネジメントの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 弥富市公共施設マネジメント推進委員名簿

役職	氏名	団体名等
委員長	恒川和久	名古屋大学大学院 工学研究科准教授
職務代理者	齊藤由里恵	中京大学 経済学部 准教授
委員	木全和彦	区長会副会長（平成30年度）
	高谷 昇	区長会副会長（令和元年度）
委員	片岡 明	行政改革推進委員（代表監査委員）
委員	八木輝美	行政改革推進委員（社会福祉協議会会長）
委員	東嶋とも子	主任児童委員
委員	鈴木良明	行政改革推進委員（消防団長）

（順不同・敬称略）

### 3 弥富市公共施設マネジメント推進委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市公共施設マネジメント推進委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、会議の都度、委員長が会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱すおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 傍聴席から身を乗り出したり、又は物を会場に落下させるおそれのある行為をしないこと。

(3) 携帯電話その他音の発生する情報通信機器の電源を切り、又は音が発生しないように設定すること。

(4) 会場における言論に対して可否を表明したり、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。  
ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 4 弥富市公共施設マネジメント推進本部設置要綱

(設置)

第1条 弥富市公共施設等総合管理計画に基づき、全庁横断的な体制の下、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、弥富市公共施設マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設の管理の最適化その他マネジメントの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部長員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、本部長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び作業部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 総務部長 民生部長 開発部長 教育部長 議会事務局長 総務課長 財政課長

## 市民ワークショップ

市民ワークショップは、本市の公共施設を取り巻く現状や課題を踏まえ、行政サービスのさらなる充実に向けた今後の公共施設のあり方を市民と一緒に考え、その結果を「弥富市公共施設再配置計画」策定の参考とするために設置し、平成31年1月26日、2月9日、3月2日の3回にわたって、公募市民を中心とした33名の皆さんに参加していただきました。

### ◆ワークショップからの提案ポイント

【Aグループ】	
テーマ	社会福祉法人で解決～子どもも高齢者も安心して赤字解決～ 「南部保育所の廃止と桜保育所の民間移管」
内容	<p>○市が毎年約2億円の赤字という財政難の状況だからこそ、市保有施設の中でも維持コストの高い保育所に注目し、建物も古く、立地も悪い南部保育所を廃止し、桜保育所を民間へ移管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南部保育所は、ただ廃止するだけではなく、立地条件やバリアフリーが整っていることを活かして、老人ホームへ機能転換を行う。</li> <li>・桜保育所の民間移管については、市民が民間保育所の選択肢がなく、わざわざ市外へ通わせている方も多い状況である。民間保育所を増やすことにより、通所先の選択肢が増えるとともに、市外から人が来ることで市の活性化に繋がる。移管先については、事業者プレゼンを行ってもらい、市民（通所させているもしくは、通所予定の母親）の投票によって決める。</li> </ul> <p>○これらの老人ホームと保育所の経営を社会福祉法人へ移管する。</p>
【Bグループ】	
テーマ	栄南オシャレ化計画 「南部コミュニティセンターを中心とした施設や機能の集約化」
内容	<p>○栄南地区の施設を全て南部コミュニティセンター周辺に集約し、人の集まり（賑わい）を創出する。ただ施設を減らすだけではなく、地域経済の活性化に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄南保育所 ⇒ 栄南児童館に移転する。</li> <li>・栄南児童館 ⇒ 栄南小学校内に複合化する。</li> <li>・のびのび園 ⇒ 南部コミュニティセンターに複合化する。</li> <li>・栄南小学校で一般の方も給食が食べられるサービス（給食カフェ）を実施。空き教室は、地域サークルの利用スペースとして活用する。</li> <li>・南部コミュニティセンターでは、フリーマーケットやマルシェ*、フェスなどのイベントを実施する。カフェスペースや図書スペース、ネット環境なども充実させて、大人から子どもまで集まる栄南地域の多世代交流拠点とする。</li> </ul> <p>○南部コミュニティセンターにブランド価値を創り出し、地域の人々が胸を張って市外へ発信できる場とする。</p>

【Cグループ】	
テーマ	コミュニティ単位の見直し及び統合のステップアッププラン ～モデル事業としての十四山地区の拠点総合計画～ 「十四山地区の施設やサービスの見直し」
内容	<p>○三ツ又池公園周辺に保育所、小・中学校を集約（子宝グラウンドの土地を活用）し、小・中学生の通学はスクールバスを運行する。登下校の時間はスクールバスとして、その他の時間帯はコミュニティバスとして運行する。</p> <p>○十四山総合福祉センターを市民や観光客に一般開放し、カフェの併設や月一マルシェ*を開催する。福祉事業は継続して行いつつ、ロケーションを活かした施設の活用を行う。</p> <p>○十四山支所は、消防指令室もあるので消防拠点化し、空きスペースがあれば商工会の事務所を受け入れる。十四山スポーツセンターは、現状、スポーツに限ったイベント及びその利用に限られているので、利用の制限を外し、アリーナをイベントホール化する。そこで民間イベントを誘致し、商工会が主体となってイベント運営のサポートを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十四山東部小学校⇒ 十四山スポーツセンターの第2駐車場として活用する。</li> <li>・十四山西部小学校、十四山中学校 ⇒ 一方は売却、もう一方は地域活動拠点に改築する。</li> </ul> <p>○削減するだけでなく、市の収入を増やすことも検討する。</p>
【Dグループ】	
テーマ	コンパクトシティのコアをつくる!!! 「北部地域の将来を見据えた施設再編案」
内容	<p>○将来、人口増加の時代が訪れる可能性を考慮して、必要性の高い施設はそのまま残し、必要性の低い施設は廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業会館、農村多目的センター、歴史民俗資料館、市民プールは取り壊しを行い、新庁舎完成に併せて、効率的な施設の集約を行う。</li> <li>・図書館棟は、PFI*で歴史民俗資料館、観光協会、商工会、市観光課、地域活動ボランティアセンターなど、市の魅力を発信する施設へ機能転換する。（弥富を知るセンター（仮））</li> </ul> <p>○施設をただ減らすだけではなく、その先にもう一度ジャンプアップするためのコアを作る。</p>

## 用語集

あ行	
NPO	民間の、営利を目的とせず社会的活動を行う団体。
か行	
共同調理	学校給食の調理等の業務を各学校ではなく、給食センターなどで一括処理すること。
健康増進事業	国民保健の向上を図ることを目的として、市町村が行う事業で、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導などがある。
さ行	
事業スキーム	「枠組みを伴った計画」や「計画を伴う枠組み」のことで、いわゆる事業計画を指す。
自校調理	学校給食の調理等の業務を各学校で行うこと。
指定管理者制度	民間の事業者、NPO 法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくこと。官民連携手法の一つである。
た行	
地方交付税	本来は地方の税収入とすべきであるが、自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する「国が地方に代わって徴収する地方税」。
適応指導支援室	悩みごと、心配ごとがあつて、登校できないでいる小・中学生や、その保護者の方々のために、本人の状況に即した学習や教育相談などを行い、ゆるやかな学校への復帰を手助けする場所。
適正規模化	少子化の進行に伴う学校の小規模化による課題を解消し、望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的として、学校を適正な規模（小中とも全校で12～18学級）にすること。
投資的経費	その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方自治体の予算科目では、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指す。
統合新設校	複数の学校を一つに統合する際に、元の学校が廃止され、新たに設置される学校のこと。
な行	
認定こども園化	教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の機能を有する。認定こども園にすることで、親の就労の有無に関わらず、全ての子どもに等しく教育・保育の場を提供可能となる。
は行	
PPP	行政と民間がパートナーとして事業を行う、「公民連携」の形。（パブリック・プライベート・パートナーシップ）
PFI	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）
非構造部材	柱・梁・壁・床等の主体構造以外の部材のことであり、吊り天井、照明器具、窓ガラス等を指す。
平準化	年度ごとにバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度にならす作業。

ファシリティマネジメント	全施設資産を経営戦略的視点から企画、管理、活用する経営活動のこと。公共においては、公共施設を資産として捉え、建物、設備、土地、環境等をトータルに管理・運営していくこと。
フルセット主義	自治体が公共サービスを提供するに当たり、文化、教育、福祉など全ての分野の施設を自ら整備、保有していこうとする考え方。
包括業務委託	複数施設の維持管理などの業務をとりまとめることにより効率化を図ること。
ま行	
マルシェ	「市場」を意味するフランス語で、「朝市」や「青空市（室外で行う市）」を表す時にも「マルシェ」の言葉を使用することもある。
民間活力	民間のノウハウや民間の資金。
や行	
余裕教室	少子化により児童数が減少することで学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。
ら行	
ランニングコスト	建物を使う間に発生する費用のことで、水光熱費、点検・保守・清掃費などの運営・維持管理費用を指す。